

議事日程 (第2号)

平成20年9月8日 午前10時00分開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 承認第9号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第 3 承認第10号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(日程第2～日程第3 質疑・討論・採決)
- 日程第 4 認定第1号 平成19年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第2号 平成19年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第3号 平成19年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第4号 平成19年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第5号 平成19年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第6号 平成19年度中間市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第7号 平成19年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第8号 平成19年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第9号 平成19年度中間市水道事業会計決算認定について
- 日程第13 認定第10号 平成19年度中間市病院事業会計決算認定について
(日程第4～日程第13 質疑・委員会付託)
- 日程第14 第32号議案 平成20年度中間市一般会計補正予算 (第2号)
- 日程第15 第33号議案 平成20年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第16 第34号議案 平成20年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第17 第35号議案 平成20年度中間市老人保健特別会計補正予算 (第1号)

- 日程第18 第36号議案 平成20年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
（日程第14～日程第18 質疑・委員会付託）
- 日程第19 第38号議案 中間市特別職報酬等審議会条例及び中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
（日程第19 質疑・討論・採決）
- 日程第20 第37号議案 公益法人等への職員の派遣等に関する条例及び中間市情報公開条例の一部を改正する条例
- 日程第21 第39号議案 中間市市営住宅条例の一部を改正する条例
（日程第20～日程第21 質疑・委員会付託）
- 日程第22 請願第1号 「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）の速やかな制定について意見書の提出を求める請願
（日程第22 質疑・委員会付託）
- 日程第23 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（19名）

1番 中家多恵子君	2番 佐々木晴一君
3番 安田 明美君	4番 植本 種實君
5番 宮下 寛君	6番 青木 孝子君
7番 原田 隆博君	8番 井上 太一君
9番 掛田るみ子君	10番 草場 満彦君
11番 中尾 淳子君	12番 古野 嘉久君
13番 上村 武郎君	14番 井上 久雄君
15番 山本 慎悟君	16番 堀田 英雄君
17番 片岡 誠二君	18番 下川 俊秀君
19番 米満 一彦君	

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	松下 俊男君	副市長 ……………	小南 哲雄君
教育長 ……………	船津 春美君	総務部長 ……………	柴田 芳夫君
市民部長 ……………	中野 諭君	保健福祉部長 ……	伊東 久文君
福祉事務所長 ……	藤井 紀生君	建設産業部長 ……	野上 忠良君
教育部長 ……………	牧野 修二君	上下水道局長 ……	村田 猛君
市立病院事務長 ……	行徳 幸弘君	消防長 ……………	一田 健二君
経営企画課長 ……	小島 一行君	財政課長 ……………	元嶋 伸二君
総務課長 ……………	白尾 啓介君	市民課長 ……………	矢野 良一君
課税課長 ……………	大野 順一君	介護保険課長 ……	山本 信弘君
健康増進課長 ……	中尾三千雄君	市民協働課長 ……	村上 羊三君
土木管理課長 ……	増田令次郎君	都市整備課長 ……	中嶋伊佐雄君
産業振興課長 ……	今井 秀明君	教育総務課長 ……	中村信一郎君
学校教育課長 ……	深見 卓矢君	市立病院課長 ……	成光 嘉明君

事務局出席職員職氏名

局長 植木 建一君	次長 小田 清人君
書記 岡 和訓君	書記 江上真由美君

平成20年9月8日

NO. 1

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指 定 答 弁 者
佐々木 晴 一	<p>松下市長が北九州市との合併はしないとの発言をされたことについて</p> <p>去る6月26日の全員協議会の席上で、松下市長は、はっきりと北九州市との合併はしないと断言されました。今までは言葉を濁して合併に対する自分の考えをはっきりと表明されませんでした。反対であるとはっきり断言されるなら、これは平成17年6月の市長選挙で出された「市町村合併を始め大きな問題については、市民の皆様また議会に対して説明責任を十分に果たし、民意に沿った行政を実行いたします」とした公約に明らかに違反である。なぜなら4月8日に、5897人の北九州市との合併協議会の設置を求める本請求があったにもかかわらず、その声を無視した意思表示だからである。その点、松下市長の所見を伺う。</p>	市 長
	<p>松下市長の退職金の使途に対する6月議会での答弁の内容について</p> <p>6月議会での私の質問に対する答弁において、約1700万円の退職金の使い道として、政治活動の大切な資金と答えられました。政治活動の資金とは、来年の市長選挙に向けての資金を意味していると思われませんが、1700万円は、法定選挙費用の上限をはるかに超えていると思いますが、財政再建・行政改革を第一に挙げられていた松下市長は、来年の市長選挙では、そのようなお金のかかる選挙をされるおつもりか否かお聞かせください。</p>	
	<p>財政再建・行政改革と新規道路等の開発事業、二者の優先度について</p> <p>松下市長が、就任直後の平成17年7月の臨時議会での所信表明で、最重要課題として財政再建を挙げられ、中間市行財政集中改革プランの改訂版まで策定され実施されている傍ら、一方では、二タ股東中牟田線道路改良事業や塘ノ内砂山線街路事業、五楽虫生津工業団地の開発、さらに岩瀬のぼた山の開発や中島の開発も進めようとしています。松下市長は、どちらに軸足を置き優先したいと思われるのかお答えください。</p>	
宮 下 寛	<p>第3期高齢者総合保健福祉計画に基づく実施状況について</p> <p>平成18年度から平成20年度までの3カ年計画で策定された、「第3期高齢者総合保健福祉計画」は今年が最終年度になっている。平成17年6月に国の大幅な制度改悪が行われ、中間市は、その負担を国の言いなりに策定した、「第3期高齢者総合保健福祉計画」を中間市民に押し付けてきた。その結果、高齢者の状況は深刻なものとなっている。</p> <p>市長は、この計画書の「あいさつ」の中で「高齢者が要支援、要介護状態に陥ることなく、いつまでも元気で過ごせる地域社会の実現を」と述べているが、高齢者福祉の大幅打ち切り、例えば、生きがい活動支援通所事業、「食」の自立支援事業、軽度生活援助事業（ヘルパー派遣）等々の実情を見ると、この「あいさつ」に逆行していると言わざるを得ない。</p> <p>今年度は第4期の高齢者総合保健福祉計画を策定する訳だが、この3年間の各事業の検証を行ない、高齢者福祉を一層充実し、高齢者が安心して住める中間市にしていく必要があると思うが、市長の見解を伺いたい。</p>	市 長

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指 定 答 弁 者
青 木 孝 子	<p>介護保険制度について</p> <p>介護保険は、高齢者に対する公的な介護サービスを提供する制度です。実施からすでに8年が経過しましたが、だれもが安心して必要な介護を受けられる制度になっていません。来年4月には「事業計画の見直し」を迎えますが、制度の改善が求められます。以下の点について所見を伺います。</p> <p>①介護職員の確保と安定化を図り、介護サービスを低下させない為に、介護報酬の相次ぐ引き下げで、人材不足問題などで経営が深刻な事業所の実態調査をすべきではありませんか。</p> <p>②介護保険法改悪で導入された新予防給付によって介護ベットや車いすなど福祉用具の給付が抑制されているのではありませんか。</p> <p>③低所得者への保険料や利用料の減免制度をつくるべきではありませんか。</p>	市 長
草 場 満 彦	<p>災害時の緊急避難所及びハザードマップの防災機能の整備状況について</p> <p>当市は地域柄、水害（洪水）を想定してのハザードマップの作成及び緊急避難所の指定はあるものと思いますが、水害以外の自然災害、特に地震時の対応も水害時に準ずるものなのでしょうか。また、避難所に必要な物資は十分に備蓄されているのでしょうか。指定されている避難所が備えるべき基本的な機能と考えられる5項目について学校施設での整備状況をお聞かせください。</p> <p>①避難所として使用される屋内運動場にトイレはあるか。</p> <p>②屋外から直接利用できるトイレがあるか。</p> <p>③学校の敷地内もしくは校舎内に防災倉庫、備蓄倉庫が設置されているか。</p> <p>④水を確保するための設備（プールの浄水装置、貯水槽、井戸等）があるか。</p> <p>⑤停電に備え自家発電設備の用意があるか。</p>	市 長
井 上 久 雄	<p>中間市立病院の経営について</p> <p>①公立病院改革プランについて 策定についてどのように総務省に対して回答しましたか。また、策定についての基本的な考えをお聞かせください。</p> <p>②医師・看護師等の確保について 医療スタッフの確保が困難といわれるこの時期、どのような対策を行なっていますか。また、どのような対策が必要と考えておられますか。</p>	市 長

質問者	質問事項・要旨	指定答弁者
原田隆博	<p>教育問題について</p> <p>近年、中学生による校内暴力が問題化しています。また本市においても今年度に入り、中学生の対教師暴力が新聞報道されました。</p> <p>また、この件以外にも市内の中学校において生徒間暴力、対教師暴力等発生しています。これらの原因については、家庭内の問題もかなりのウエイトを占めますが、平成18年以降廃止となっている指導主事、また教師数の不足等が原因と思われる。今後の対策についてお伺いいたします。</p> <p>暴力追放問題について</p> <p>直方市では昨年、市の中心部に事務所を構えた指定暴力団太州会系田村組に対し、直方署や市民が協力し署名活動や暴追大会、監視所の設置等、積極的な暴力追放運動を展開し、同年9月に完全撤退を成功させました。</p> <p>そして今年7月には、暴力団の再進出を防ぐための暴力団等追放推進条例を制定し、市内から暴力団を締め出す強い姿勢を示しました。</p> <p>このことは、たとえ法的な根拠がなくとも、市と市民及び警察等関係機関が一致協力し断固たる取り組みを続けることにより、必ず暴力追放は成し遂げることができるということを証明しました。</p> <p>中間市においても、中鶴一丁目にある指定暴力団工藤会系極政組の暴力団事務所は、住宅密集地でもあり、また児童の通学路でもあるため、周辺の住民は長い間、不穏な生活を強いられてきました。</p> <p>近隣自治体で暴力団追放の機運が高まっている今こそ、市長が率先して暴力団事務所のみ市外追放のための措置を講じるべきではないでしょうか。</p> <p>市長の見解をお伺いいたします。</p>	市長
古野嘉久	<p>高齢者保健福祉地域支援事業について</p> <p>わが国において、平成7年以降予想を上回る速さで高齢社会へと転じておりますが、本市においても人口減少とともに高齢化率も進んでおります。</p> <p>平成17年6月に介護保険制度の大幅な改正が行われ、介護予防にこれまで以上に重視した制度へと変わっています。</p> <p>その中であって、本市における高齢者の人たちが安全・安心していつまでも住み続けられるように支援しなくてはなりません。</p> <p>①平成17年、介護保険制度は大幅な改正がなされ、本市において地域包括支援センターが設立されましたが、その運営と業務はどのように実施されているのか伺いたい。</p> <p>②地域支援事業の方向性が検討されていると思うが、任意事業における介護給付費の適正化事業についてどのように実施されているのか伺いたい。</p> <p>③特定高齢者介護予防において事業者への委託内容と予算について伺いたい。</p>	市長

議 案 の 委 員 会 付 託 表

平成 20 年 9 月 8 日
第 3 回中間市議会定例会

議 案 番 号	件 名	付 託 委 員 会
認 定 第 1 号	平成 19 年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について	別 表 1
認 定 第 2 号	平成 19 年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について	保 健 福 祉
認 定 第 3 号	平成 19 年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について	市 民 文 教
認 定 第 4 号	平成 19 年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	建 設 上 下 水 道
認 定 第 5 号	平成 19 年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	
認 定 第 6 号	平成 19 年度中間市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	保 健 福 祉
認 定 第 7 号	平成 19 年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について	総 務
認 定 第 8 号	平成 19 年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	保 健 福 祉
認 定 第 9 号	平成 19 年度中間市水道事業会計決算認定について	建 設 上 下 水 道
認 定 第 10 号	平成 19 年度中間市病院事業会計決算認定について	保 健 福 祉
第 32 号議案	平成 20 年度中間市一般会計補正予算（第 2 号）	別 表 2
第 33 号議案	平成 20 年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算（第 2 号）	市 民 文 教
第 34 号議案	平成 20 年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	建 設 上 下 水 道
第 35 号議案	平成 20 年度中間市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）	保 健 福 祉
第 36 号議案	平成 20 年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	保 健 福 祉
第 37 号議案	公益法人等への職員の派遣等に関する条例及び中間市情報公開条例の一部を改正する条例	総 務
第 39 号議案	中間市市営住宅条例の一部を改正する条例	建 設 上 下 水 道
請 願 第 1 号	「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）の速やかな制定について意見書の提出を求める請願	建 設 上 下 水 道

別表 1

平成19年度一般会計決算

歳入

款別	付託委員会	付託委員会
全款	各所管に係るもの	各委員会

歳出

款別	款名	項目	付託委員会
1	議会費	全項	総務
2	総務費	全項(他の所管に係る分を除く)	
		1項5目、8目、10目の一部	市民文教
		1項10目の一部、 2項1・2目、3項1・2目	保健福祉
		1項7目、8目の一部、10目の一部、	保健福祉
3	民生費	全項(他の所管に係る分を除く)	〃
		1項1目の一部、1項4目の一部、1項15目	総務
		1項5目・6目・14目	市民文教
4	衛生費	全項(他の所管に係る分を除く)	〃
		1項1目の一部	総務
		1項1目の一部、1項2目	保健福祉
		1項3目の一部	建設上下水道
5	労働費	全項	〃
6	農林水産業費	全項(1項2目、4目の一部は総務)	〃
7	商工費	全項(1項3目の一部は総務)	
8	土木費	全項(他の所管に係る分を除く)	〃
		4項1目の一部・5項1目の一部	総務
9	消防費	全項	〃
10	教育費	全項(他の所管に係る分を除く)	市民文教
		4項5目	総務
11	災害復旧費	全項	〃
12	公債費	全項	〃
13	予備費	全項	〃

別表 2

平成20年度中間市一般会計補正予算（第2号）

条	付託事項	付託委員会
第1条	第1表 歳入歳出予算	各委員会
第2条	第2表 債務負担行為補正	総務
		市民文教
第3条	第3表 地方債補正	総務

款別	款別	付託委員会
全款	各所管に係るもの	各委員会

歳出

款別	款名	項別	付託委員会
2	総務費	全 項（他の所管に係る分を除く）	総 務
		1 項1 0 目	保 健 福 祉
		2 項2 目	市 民 文 教
3	民生費	全 項	保 健 福 祉
4	衛生費	1 項2 目	保 健 福 祉
		1 項3 目	建 設 上 下 水 道
6	農林水産業費	全 項	〃
8	土木費	全 項（他の所管に係る分を除く）	〃
		4 項1 目	総 務
9	消防費	全 項	〃
10	教育費	全 項	市 民 文 教

午前10時00分開議

○議長（井上 太一君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は、19名で定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 一般質問

○議長（井上 太一君）

これより日程第1、一般質問に入ります。あらかじめ通告がありました順に従い、これより一般質問を許します。

まず、佐々木晴一君。

○議員（2番 佐々木晴一君）

おはようございます。私は、中間クラブの佐々木晴一でございます。質問通告書に基づきまして、まず松下市長が、北九州市との合併はしないとの発言をされたことについて、松下市長に質問をさせていただきます。

去る6月26日に、別館3階の特別会議室において、中間市議会の全員協議会が開催されました。全員協議会の開催目的は、北九州市との合併に向けた法定協議会設置を求める約6,000人分の署名の本請求が4月8日に行われたのを受けまして、4月10日に松下市長より、北九州市議会に付議するか否かの意見照会を北九州市の北橋市長にさせていただきました。その回答が6月24日にありましたものですから、その報告を目的としてこの全員協議会が開催されました。その回答の内容は、北橋市長としては、北九州市議会の方に付議はしないという返答でありました。この報告でありました。

その報告の最後に、松下市長は、突然、北九州市との合併はしませんと言われました。議会での発言ではないので、議事録には残されてないとはいえ、全議員を前にした合併という大きな問題に対する発言ですので、松下市長の新たな施政方針演説といえると思われ

ます。

新たな施政方針といったのは、今まで事合併においては、賛成、反対という意思表示は、平成17年の立候補時のときから、就任3年目に至るその6月26日に至るまで3年間、一度たりとも意思表示されていなかったからでございます。

立候補のときの公約には、ここに資料がございますけれども、こう書いているわけでございます。公約の第2番目に、「市民との対話を深め、今市民が何を望んでいるか肌身で感じ、身近な問題を早々、足早に解決します。市町村合併問題をはじめ、大きな問題については、市民の皆様、また議会に対して説明責任を十分に果たし、民意に沿った行政を実行いたします」と、第1番目に堂々と、こうして書いているわけでございます。どこにも

この公約の中には、合併に対して反対という文言は一言も書かれておりませんし、今まで明言もされておられませんでした。

合併においては、民意に沿った行政を実行すると公約で上げていながら、市長就任3年経ってから、突然、北九州市とは合併しないと明言するのは、明らかに公約違反であり市民への裏切りでございます。この公約を信じ、この合併に賛成した市民も、松下市長が立候補時においては応援した方も多々いらっしゃったんじゃないでしょうか。

本年4月8日に出された5,897名の北九州市を合併対象市町村とする法定協議会設置を求める本請求がありました。これは、民意ではないのかどうなのかという問題が重要なのでございます。立候補時での公約に、北九州市との合併に対しては反対であると明記していれば何ら問題ないこととございます。合併に対しては、民意に沿った行政を実行します、合併問題については、市民の皆様、議会に対して説明責任を十分に果たすと言いつつながら、民意は議会であると、そういった自分の都合のいい論理を本年3月議会、6月議会で私の質問に対する答弁で展開されておられます。

この民意は議会であるというこの論理、そして今度は、いきなり北九州市とは合併しないと明言されました。松下市長も人間ですから考えも変わることもあるでしょう。ここに来て、あえて北九州市との合併はしない、反対という考えが固まったのであるならば、公約にはないことですので、市町村合併という重大な中間市民の将来の生活を左右する問題ですので、任期は来年7月までたとえあったとしても、市民の皆様からの信を問うべく早々に下野していただき、中間市の将来の選択を市民に問うべきだと私は考えますが、その点、松下市長の所見をまずお聞かせください。

次に、松下市長の退職金の使途に対する6月議会での答弁の内容について、市長にお伺いいたします。

6月議会での私の質問に対する答弁において、松下市長が来年7月まで任期4年を全うした場合、前市長の大島氏の退職金約1,200万円から500万円アップされ、1,700万円がもらえることがわかりました。その1,700万円の退職金の使い道として政治活動の大切な資金と答えられました。1期4年で1,700万円という退職金の額も、一般市民感覚からかけ離れた金額なら、その使い道も生活資金でもなければ、市長在任中の日常の生活、政治活動の資金でもない退職時の政治活動の資金となれば、選挙運動の資金しか考えられませんが、一般市民の感覚からしたらとても考えられない退職金の使われ方とございます。

しかも、法定選挙費用の上限の計算式に当てはめてみても、1,700万円という金額は、法定選挙費用の上限をはるかに超え、その上限の金額の2.5倍近くに相当するはずでございます。財政再建・行政改革を第一に上げておられる松下市長は、来年6月に予定されている中間市長選挙において、2期目の当選を目指して、そのようなお金のかかる選挙をされるおつもりなのではないでしょうか。その点、松下市長の所見をお聞かせください。

最後に、財政再建並びに行政改革と、新規道路等の開発事業、その2者の優先度についてお聞きいたします。

松下市長が市長に就任された平成17年7月、その就任直後の臨時議会での冒頭に行われました松下市長の所信表明では、特に最重要課題として財政再建を上げられました。人任せにはできないからと強く強調された所信表明でございました。所信表明のごとく、中間市行財政集中改革プランの改訂版まで策定され、実施されていることは高く評価されます。しかし、一方では、その就任直後の臨時議会での所信表明では、全く言われていなかった二タ股東中牟田線道路改良事業や塘ノ内砂山線街路事業、またトヨタの下請け企業の誘致を目指した五楽虫生津地域の工業団地の開発、さらには、吉田ぼた山の開発や中島の開発も進めようとされているようでございます。

一方では、行財政集中改革プランで財政再建のためにお金を節約しているかと思いきや、別の一方では緊急性があるとも思えない、それらの開発事業を並行してあえてこの時期に進めておられるのは、私には理解ができません。

一方では、行革のために市民にも負担と我慢を強いながらも、別の一方では、将来性もわからない開発事業に、市民の税金をばっばらばっばら使う、別に悪いとは言いませんが、松下市長は、行革と開発、一体どちらに軸足を置き優先したいと思われているのか、松下市長の率直な考えをお聞かせください。

以上、3点について、私からの第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

北九州市との合併に関する質問にお答えをいたします。

私は、平成20年4月10日、5,897人の方々の強い思いというものをしっかりと受けとめまして、北九州市長さんに、中間市との合併協議会設置について、議会に付議されるかどうかの意見照会に参りました。その結果としましては付議しないという回答をいただきました。

理由といたしましては、時期尚早ということでございます。時期尚早というのは、「前回、合併が白紙になってから、まだ3年半しか経っていませんよ。北九州市は、合併に対する機運は醸成しておりません。合併の機運が生まれてから出直しをしてください」ということもおわかりと思います。

この結果については、佐々木議員ご自身も、6月25日の西日本新聞で「このような結果になることは予想できた」とコメントをされておりますが、本当に本気で合併のことを考えておられるのか疑わしい限りでございます。相手側の北九州市の状況というのを全く考慮されず、政治の流れを読めない、また政治の流れをつくれない佐々木議員がこのような結果になることを予想しながら、これまでの3年半という貴重な年月の経過をむだにし

てしまうような動きをされた、これからまた、新たな長い年月を刻まなければならなくなつたことについて、また、北九州市と中間市との合併の枠組みでは、合併推進債、旧法で言う合併特例債は出ないということも知らずに、当方の指摘で慌てて国や県にお尋ねに回られ、その失態について、純粋な市民に対してどのように説明をなされ、政治家としての責任をどうとられるのか、お尋ねしたいくらいでございます。

以上のことを踏まえ、今は、合併のことを私の頭から外し、考えずに、中間市政の運営に専念したいと考えております。皆様のご協力をいただきまして行財政改革を進めてまいりましたが、ようやくよい方向への道筋もできたわけでございます。当然、改革は進めながら、これからは、中間市の活性化、発展のために頑張っていく。そして、市民の皆様顔が見える、そのようなまちづくりを進めてまいりたいとの私の考えを、議員さん全員にお集まりをいただきまして説明をさせていただきましたが、議員さんより、何ら異議はございませんでした。

また、私は、市長就任以来、市民の声を市政に反映させるために、校区ごとの地区懇談会を開催いたしております。その場におきましても、私の考えと、ここに至った経緯をしっかりと説明させていただきました。

以上のように、市民の皆様、議会に対し、しっかりと説明責任を果たし、今、置かれてしまった状況の中で、私の考えは何も選挙公約に違反するものとは考えておりません。北九州市の状況も考えず、付議されないことも佐々木議員本人が予想されながら、出もしない合併推進債をいかにも出るような話をされ、私どもに何の根回しもなく、このような結果を引き出し、市民の気持ちを踏みにじってしまったのは佐々木議員ご自身であり、このような質問をされるのは、責任転嫁も甚だしいとそのように思っております。大切な市政を預かっております私、市長といたしましては、現実をしっかりと見定め、地にしっかりと足をつけ、中間市の将来を考えるのは、私の使命、責任だとそのように思っております。

次に、来年の市長選挙において、お金のかかる選挙をするつもりですかとのご質問にお答えをいたします。

議員も公職選挙法は十分ご承知と思いますが、選挙の公正を期するとともに、お金のからないきれいな選挙を行うため、公職選挙法第194条により、中間市長選挙においても、選挙運動に関する支出の金額の制限が設けられ、制限額を超える支出はできません。

ちなみに、前回の平成17年7月の市長選挙のときの法定制限額は634万2,200円で、この金額を超えて私は支出をいたしておりません。選挙後に、選挙管理委員会へ提出いたしました選挙運動費収支報告書では、支出は310万9,174円と報告済みであり情報公開もされているところでございます。

先の市長選挙におきましても、人から選挙資金をいただいたり、寄附をいただくことなどは一切いたしておりませんし、そのようなしがらみのできるような選挙はいたしてはおりません。

法定制限額を超えて選挙運動費を支出すれば、公職選挙法第247条により、選挙費用の法定額違反となり、当選を無効とする制裁を科されるため、金のかかる選挙は私ばかりではなく、議員もできません。私は、今後もお金のかかる選挙をするつもりはございません。

また、6月の議会において、議員から、私が退職金をもらうつもりか、返納するつもりかとのお尋ねに、私は退職金は返納する考えはないとお答えしておりました。あのときは、通告によらない質問でしたので、言葉足らずもあり、市民に誤解のないようにこの間の補足説明を少しさせていただきます。

議員もご承知と思いますが、市長や議員などの公職の候補者等は、公職選挙法第199条の2により、当該選挙区にあるもの者に対し、いかなる名義をもってするかを問わず寄附をしてはなりません。退職金を市に返納することは、公職選挙法第199条の2で禁止されている寄附に当たり、公職選挙法第249条の2の公職の候補者等の寄附の制限違反となり、罰則をもって禁止されているため、私ばかりでなく、議員も退職金の返納はできないものでございます。退職金の返納は考えておりません。

また、この点で注意をしなければならないことは、公職選挙法第199条の2第3項により、だれであっても公職の候補者等に対して、寄附を勧誘したり要求したりすることは禁止されているということでございます。また、本市のように、退職手当組合に加入されている市の市長選挙におきまして、退職金の辞退を選挙公約の大きな目玉として当選された方がおられました。退職金の辞退も寄附もできずに、公約違反ではないかと物議をかもしているところもあるとは聞いております。

次に、財政再建・行政改革と、新規道路等の開発事業、2者の優先度についてのご質問にお答えをいたします。

本市におきましては、国が進める三位一体の改革により、地方交付税や国庫補助金等が減額される中で、より自立した行財政運営を求められております。こうした厳しい行財政環境を乗り切っていくために、市長就任後の平成17年11月に、第3次中間市行政改革大綱を策定し、具体的な実施計画を取りまとめた「中間市行財政集中改革プラン」を平成18年3月に策定いたしております。このプランの推進期間が2カ年経過した平成18年度に当初の計画内容を見直し、平成19年4月に「中間市行財政集中改革プラン」改訂版を策定いたしまして、現在、行財政改革に取り組んでいるところでございます。

この行財政改革につきましては、平成19年6月議会において、議員各総意のもとに、中間市行財政改革特別委員会が設置されまして、下川委員長をはじめ、各委員から、各課の取り組み状況及び進捗状況等について活発な議論をいただくなど、行政と議会が一体となり、行財政改革の推進に向けた取り組みが、現在なされているところでございます。おかげをもちまして、将来の財政状況についてもようやく明るい見通しが立ってまいりましたことから、それを受け、中間市の活性化、発展について考えるのは、今後の私の責務で

あると認識いたしております。

二タ股東中牟田線道路改良事業及び塘ノ内砂山線街路事業等事業は2,720万円の補助金と3億7,370万円の起債、70万円の一般財源を財源といたしております。この起債も後年度に約33%が地方交付税で措置されることとなっており、非常に有利なものでございます。

五楽北部工業団地開発につきましては、これから雇用の創出や市税の増収等が見込めることから、本市の将来を考える上からも重要な事業であると考えております。今後は地元の同意が得られましたら、工業団地開発の手續と並行して、企業誘致活動を行い、リスクを少なくし、速やかに立地するよう進めてまいりたいと考えております。

岩瀬ぼた山開発につきましては、当初、本市の事業として中間トンネル付近と吉田ぼた山を結ぶ（仮称）蓮花寺ぼた山縦貫道路を計画しておりましたが、膨大な工事費がかかるため、財源の確保に苦慮をいたしておりましたが、行政・議会一体となって県へ強く要望し、このほど福岡県の県道として県に施工していただけることになり、市の持ち出しがほとんどなく実現するというので、私どもは大変喜んでおるところでございます。

最後に、中島の件でございますが、この事業は、国土交通省の所管します遠賀川の流道確保を前提にした中島自然再生事業でございます。当事業につきましても市の持ち出しはほとんどございません。現在、その利活用につきましては、市民が大いに利用し憩えるような場所として、なおかつ国からできるだけ多くの予算を引き出すことができるよう、中島を考える特別委員会を設置していただき、堀田委員長をはじめ、行政・議会一体となって、遠賀川河川事務所に強く現在要望しているところでございます。

このように、行財政改革は、市民生活に必要なインフラ整備や中間市の将来にかかわるすべての開発行為を抑制しているのではなく、無駄な経費の支出を禁じ、また、将来市民の過大な負担となる恐れのある事業を排除することを目的とし、必要なものについては、国や県を巻き込み、また補助金等の活用による費用対効果を十分に検討することなど、効率的な財政運営を行っております。

これら公共事業等のインフラ整備を推進することで、地域の発展や活性化、さらには人口増加などにもつながるものと考えており、いずれも本市にとりましては、重要な施策と考えておりますし、行財政改革に反するものではないと考えております。

○議長（井上 太一君）

佐々木晴一君。

○議員（2番 佐々木晴一君）

先の6月議会まで、こと合併においては、先ほども申し上げましたように、松下市長は、自分の意見というものはっきりとお持ちでないように思われましたけれども、しかし、6月26日の全員協議会ではっきりと合併はしないと明言されたわけでございますけれども、今もその合併に対しては、合併はしない、反対であるというお気持ちには変わりはない

いんですね。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

この合併というのは、その相手もあることでございます。北九州市が時期尚早ということで付議しないということでございます。私、市長といたしましては、できないものを今できるようなその話はいたしません。今の現実を目を向け、地に足をつけて、しっかりと中間市の市政運営を図っていきたいとそのように思っているところでございます。このような状況をつくったのは、先ほど申しましたように、あなた自身ではないかとそのように思っております。

○議長（井上 太一君）

佐々木晴一君。

○議員（2番 佐々木晴一君）

確かに市長が指摘されるように、合併推進債、これは合併構想対象市町村でなければ難しいということも私は知っております。合併推進債をもらえないから合併は無理だと、価値がないんだという論理にはならないと思うんですよ。

そして、だからこそ私は、推進債をもらえばそれに越したことはありません。これは合併特例法の期限が来年の3月までですので、それに対して駆け込み的に最後のラストチャンスでこれは挑戦すべきだと私は考えているわけでございますけれども、しかし、たとえその合併推進債がだめだとしても、合併することに対しては、何らこの価値がないものではありませんし、中間市の将来に対して大いなるこの意義あるものであります。

そして、この先ほども今、合併する気はないと、そういう返事にとらえてよろしいんですね。今の答弁は。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

そういうことでございます。今、私とその合併します、してみせますと皆さん方に言っても、おまえそをついているんじゃないか。今、北九州市はせんと言っているのに、何でおまえそういうことを言えるのか。私は、市政を預かる者といたしましてはそのようなことは言えない。今の状況をちゃんと現実というのをしっかりととらえて、市政運営をしたいとそんなふうに言っているところでございますし、また、合併特例債、その出ないということを知っていたということ、それはその皆さん方、その署名された方に説明をされておるんですかね。何かその合併推進債、特例債を手土産にというようなその話を私、聞いておりますし、そういうふうなその間違った情報の中で署名活動をされているんじゃないか、そんなふうに思っておりますし、また先ほど言いましたように、今回のその署名活

動をされるに当たりまして、私どもに一切のその根回し等々もなく、またほかの議員さん方に対しても、全くそういうふうな政治的な流れをつくろうということをされておらない中で、あなた1人がそういうふうな行動をとられたということは、それで本当に市民の方が、正確な情報のもとで署名されたかどうかというのは本当に私は不信感を持っているところでございます。

○議長（井上 太一君）

佐々木晴一君。

○議員（2番 佐々木晴一君）

この議員にとって一番大事なもの、議員にとっての心の憲法と言えるものは、これはまさしく選挙時の公約でございます。私自身もその公約に縛られております。その公約を信じて投票した市民に対して、この4年間は、何がどうであろうともその公約は守り抜き、それを実現していくのが政治家の使命だと思うわけでございます。この選挙時のこの立候補時の公約には、その市民の皆様、議会に対して説明責任を十分果たし、民意に沿った行政を実行しますと、これだけしか書いていないわけでございます。反対とは書いていないわけでございますから、心変わりされたんならば、政治家としてこれはしっかりと市民に説明をし、信を問うべきでございます。

先ほども申し上げましたように、下野され、もう一度、信を問い、市民の大半の皆様が、松下市長の考えに同意され、投票されていくなれば、私もこの合併に対しては一切今後言ったりはしませんが、その下野されるお気持ちはございますか。信を問う決意はございますか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

私は、今、与えられた任期、今行財政改革も一生懸命やっている最中でございます。そういう意味で、任期を十分果たしてまいりたいとそのように思っておりますし、議員、自分の公約とそういうお話でございますが、私いつか、これは私的のところでございますが、議員さんはどういう思いで議員さんになられたんですかとお尋ねしたことがございます。この中間市を少しでもよくしようというその思いなのか、どういう思いで議員さんになられたかお尋ねした経過がございます。そのときには、それこそあんまりはっきり言われなかったけれども、私はその合併を公約にしているこれについて頑張るだけです。そのようなその話をされた記憶がございますが、私は中間市全体のことを考えながら行政運営を行っているわけでございまして、するしない別としまして、この中間市の将来を考え、任期中には少しでもいいまちづくりを行っていきたくてそんなふうに思っております。

○議長（井上 太一君）

佐々木晴一君。

○議員（2番 佐々木晴一君）

退職金の問題でございますけれども、この議事録、今日お持ちさせていただいております。6月議会、この答弁、どのようなことを言われたのか、ちょっと読み上げていきたいと思っております。

私が、「この1,700万円というのを今聞きましたけれども、大島前市長の1,200万円から、退職手当組合に入ることによって500万円増えて1,700万円になったというわけでございますけれども、たった4年間で1,700万円の退職金をもらうというのは、市民感覚からすればかなり納得を得られない、かけ離れた内容だと思っておりますけれども、そういうこともあってでしょうか。北九州市の北橋市長は、逼迫した財政再建のために、選挙の公約においては、この3,800万円の退職金を要らない、返納すると言われております。そして、熊本県の蒲島知事におきましても、退職金の起算は停止すると公言しております。事実上要らないと言っているわけでございます。財政再建を最重要課題に上げています松下市長におかれましては、必ずや英断を下してくださると思うわけでございますけれども、松下市長は、この1,700万円の退職金をもらうつもりですか。それとも返納されるおつもりですか。お答えください」というこの質問に対して、松下市長は、「ちょっと越権行為かなという思いがします。これは、私どもは、一生懸命4年間働く、また、次よしんば選挙に出るにいたしましても、私は別にお金を持っているわけでも何でもございませぬ。資産家でも何でもございませぬ。職員上がりでございまして、退職金は家のローンにみんな持って行かれております。それと、私どもいろんな団体にくみしているわけではございませぬので、しっかり応援してくれる方も何もおりませぬ。私にとりましては、その退職金という大事なものでございませぬ。政治活動するにつきましても、そういう意味で。皆さん方、ほかの方はいろんな資金提供等々ある中で退職金は要らんということは言えるかもしれませぬけれども、私にとりましては、政治活動をする上におきましては、大切な資金、唯一の資金でございませぬ。そういう意味で退職金は返納するという考えは今のところ持っておりませぬ」、こういうことを答弁されたわけでございますけれども、私も不動産業を営んでいる関係上、いろんな人がこの住宅ローンを支払えないで手放される方もいらっしゃいます。当然、中小企業にお勤めの方は、退職金などをとても望むすべもない、そういう苦しい今、低経済成長の中において、苦しい生活を強いられている方も多々いられる中、この中間市民4万6,000名のトップにおられる方が、このように市民に何の気兼ねもなく、配慮もなくこのような発言をされているというのは、これは私にとりましては非常に心外でございませぬ。

次に、ちょっと待ってください。（「時間がないよ」の声あり）

開発事業等について、質問をさせていただきます。

塘ノ内砂山線ほか2路線改築工事の事業費として、19年度予算として2億3,000万円、20年度予算として2億1,000万円ほどの予算が充てられています。確かに地方

交付税による補てんがあるかもしれませんが、福北ゆたか線をまたぐ高架ができなければ、投入した5億円近くのお金は、どぶに捨てたも同じになると思いますが、福北ゆたか線をまたぐ高架事業、JRは、許したんでしょうか。協力していただけるんでしょうか。さらに、反対側の事業であります蓮花寺ぼた山縦貫道路ですが、県の予算はついたんでしょうか。県はやる気があるんでしょうか。

さらに、塘ノ内砂山線に関連して、大島元市長の時代にたしか評価額3,500万円の土地を5,000万円で買った吉田ぼた山の8,000坪の件ですが、6月議会での片岡議員への答弁の中で、50戸近くの住宅用地に開発すると答えられましたが、吉田ぼた山の開発には、大島元市長時代に、何と延べ1万8,000台のダンプによる土砂の搬出が必要であるという試算が出ております。その事業費だけでどれほど多額になるんでしょうか。それに引きかえ、50区画の住宅用地が仮に完売したとしても、せいぜいよくて3億円前後、結局大赤字ではないでしょうか。

五楽北部工業団地の開発も同じことが言えると思います。旧若宮町は、トヨタが来たから息を吹き返したわけでございますけれども、もし来なかったら、工業団地開発のための先行投資で破綻していたかもしれません。そのようなリスクを今の中間市に背負わせてよろしいんでしょうか。

二タ股東中牟田線の道路改良事業は、平成18年度までは、特別開発就労事業としてやっていたので、道路をつくることが主目的ではなく、雇用創出することが目的でしたから、それなりの意義がありました。だが、国の開発事業も18年度で終わったにもかかわらず、松下市長は、平成19年度から22年度までの総事業費7億4,000万円近くの予算づけを考えておられるようでございます。塘ノ内砂山線にしろ、二タ股東中牟田線にしろ、キツネカタヌキしか通らないような道路を「中間市行財政集中改革プラン」の進行中の今、あえてやらなければいけないことでしょうか。中間市の財政を立て直し、明るい未来の展望が見えてからそれらの事業をやっていく、やっても遅くはないのではないのでしょうか。

市長が立てられた「中間市行財政集中改革プラン」、17年度から21年度までの改革プランにおいて、35億円の経済効果を見込んでおります。この経済効果を見込んでいる中においては、今度の15日は「敬老の日」でございます。敬老祝金の見直し、敬老祝品の廃止、こういった市民に対しても我慢してくれと言っておるわけでございます。保育料も18・19年度から値上げをし、50%近く上がっております。「フレンドリーなかま」はもう定員を削減したままで、「キラキラなかまっ子」も18年度から廃止しております。いろんな面において、市民に我慢をしてくれ負担をしてくれとこの言っている行政の立場からするならば、こういった開発を何億円というお金が、この右から左にぽんぽんと投げ出されて、市長はどう考えているんでしょうか。その点お聞かせください。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

まず、先ほどの質問からお答えをいたします。

議員、しっかり聞いてください。今、その私の退職金云々ということ質問されること自体が、先ほど申しましたように、公職選挙法199条の2、3項により、だれであっても公職の候補者に対して寄附を勧誘したり要求したりすることは禁止されていると、はっきり私申し上げております。そういうことを少し考えていただきたいなとそんなふうに思っております。

それと、よその市長さんの話を出しながら、その退職金返納ということですが、それも先ほどちゃんと答えております。そういうことを本当にできるんですかと、今、北九州市長さんのお話が出ましたが、北九州市長さんも退職金の返納なり禁止というその条例案、今提出されていますか、今まで。そうでしょう。

だから、私が言っているように、退職金は法的に返納、寄附等々はできません。またその退職金の金額につきましても、いろんな市町村、たくさん市町村が加入しております退職手当組合、これに私どもは入っております、その組合が決めた金額でございます。そういうことで、私どもがどうのこうの言っても、その金額というのはなかなか変更できるようなものでもございません。そういうあたりは十分理解していただきたいとそんなふうに思っているところでございます。

また、事業等々のお話がありました。先ほど皆さん方の協力をいただきながら、中間市の財政状況、少し明るい光が見えてきているという状況を踏まえて、これから中間市の将来発展、活性化のために頑張っていこうというのが、私どもの考えでございまして、行財政改革をおざなりにして、そういうことばかりじゃなくて、行財政改革も進めながら、そういうふうな発展のために頑張っていきたいとそんなふうに思っているところでございます。

.....

○議長（井上 太一君）

次に、宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

日本共産党の宮下寛でございます。質問通告に基づき、第1回目の質問を行います。

今年は、第3期高齢者総合保健福祉計画の最終年度となっております。この3期計画において実施された保健福祉の中身を検証し、評価すべきものはさらに進め、問題が明らかになったものは改善するなど、来年度から始められる「第4期高齢者総合福祉計画」をより一層充実していく上においても、残す期間、大変重要な時間となってまいります。こうした点から見て、我が中間市の福祉行政はどうでしょうか。

平成17年6月に、軽度の人介護サービスを切り捨て、施設利用者に大幅な負担増を押しつける介護保険法改悪案が、自民・公明と民主党の賛成で成立をしました。中間市の

福祉行政、政府による制度の改悪を基本的には、そのまま言いなりに「第3期高齢者総合保健福祉計画」を作成し、市民に押しつけている、その結果、高齢者の状況は大変深刻なものになっています。

市長は、この計画書の中で、「高齢者が要支援・要介護状態に陥ることなく、いつまでの元気で過ごせる地域社会の実現を」と述べています。高齢者福祉の大幅打ち切り、例えば生きがい活動支援通所事業、食の自立支援事業、軽度生活支援事業等々の実情を見ますと、このあいさつに逆行している言わざるを得ません。

今年度は、「第4期高齢者総合保健福祉計画」を作成していくわけですが、この3年間の各事業の検証を行い、高齢者福祉の抜本的な見直しを行い、高齢者が安心して住める中間市にしていく必要があると思いますが、市長の見解をお伺いします。

これにて、1回目の質問を終わります。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

「第3期高齢者総合保健福祉計画」に基づく実施状況について、お答えをいたします。

「高齢者総合保健福祉計画」は、3年ごとに見直しを行いながら、現在は、平成18年度から平成20年度までの「第3期高齢者総合保健福祉計画」に沿って制度運営を推進しているところでございます。

この「第3期高齢者総合保健福祉計画」の作成に当たっては、平成18年度に実施された介護保険制度の大幅な改正に伴い、国の指針に基づいて、中間市でも介護予防に重点を置いた計画となっております。

一般高齢者や特定高齢者の方々は、自分でできることはできるだけ自分ですることにより、個人の残存能力の維持向上を図り、要支援・要介護状態に陥ることや、その悪化を予防するよう心がけていただいております。

また、要支援、軽度の要介護認定者への介護サービスは、利用者の生活機能、能力の回復、心身の状態の改善に資するものに、より比重が置かれるようになりました。本市におきましても、自助努力による生活の質の向上を目指すことにより、住み慣れた地域で生き生きとした在宅での生活を送ることができるよう、在宅福祉サービスと介護保険サービスとの給付の整合性を図りながら事業を実施いたしております。

議員ご質問の平成21年度から平成23年度における「第4期高齢者総合保健福祉計画」につきましては、本年度作成検討委員会を設置し、計画の見直しを行っているところでございます。この作成検討委員会の委員につきましては、市民からの一般公募の方4名をはじめ、有識者や介護保険事業者、医師、市内各団体の代表者等14名の方々に委員として参加をしていただき、第3期計画の達成率や充足率、また事業効果等の具体的に検証を行いまして、あらゆる立場の方々からのニーズや経験に即した貴重なご意見をいただき

ながら、本市における「第4期高齢者総合保健福祉計画」としてふさわしいものとなるようにご尽力いただいているところでございます。

介護予防は、その効果としまして、要支援・要介護状態の防止、軽減に役立つものでなければならず、この検証を踏まえ、本人の自助努力を支援する仕組みを構築する必要があります。地域支援事業や在宅福祉サービス等本市の特性にあわせた事業を総合的に勘案し、展開していくことでその効果も期待できるものと考えております。

つきましては、この作成検討委員会において、1年間かけまして、ご審議をいただいた答申に基づいて「第4期高齢者総合保健福祉計画」を作成し、高齢者がいつまでもその人らしく元気で尊厳をもって住み続けられるようなそのようなまちづくりに努力してまいる所存でございます。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

まず、担当課にお聞きしますが、中間市の65歳以上の高齢者の数、これは2005年度では、1万1,991人、このようになっていますが、現在どうなっているのか、わかればお答えいただきたい。

それと、もう一つは、特定高齢者といわれる人々が、国の参酌基準としては65歳以上の高齢者の5%とこういうふうになっておりますが、計画書では、これが約600人になるだろうというふうに書かれているんですが、その後の状況がどうなっているのか、具体的にわかっているところがあれば、教えていただきたい。

○議長（井上 太一君）

伊東保健福祉部長。

○保健福祉部長（伊東 久文君）

お答えします。

一番直近の8月31日現在の65歳以上の高齢者は、1万2,970名でございます。特定高齢者は、たしか201名でございます。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

もう一つ、特定高齢者とこういうふうに端的に言っていますが、この中では、虚弱高齢者というふうに位置づけられているんですが、具体的には、どのような方を指しているのか、お答えいただきたい。

○議長（井上 太一君）

伊東保健福祉部長。

○保健福祉部長（伊東 久文君）

介護認定を行いまして、要介護1から5まであります。それと要支援1・2がございます。それに該当する前の方でございます。健康なお年寄りとそれにちょうど間といいですかね、境目の方でございます。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

それが、約200名ぐらいいらっしゃるとこういうことなんですね。

そうすると、もう一つは、今、8月31日で1万2,970人の高齢者の方がおられる。そのうちの201名が特定高齢者、そうすると、いま一つは、この要支援1・2が何人ぐらいおられるのか。それから要介護1から5までですか、こういう方々が何人おられるか、わかりますか。

○議長（井上 太一君）

伊東保健福祉部長。

○保健福祉部長（伊東 久文君）

担当課長よりお答えいたします。

○議長（井上 太一君）

山本介護保険課長。

○介護保険課長（山本 信弘君）

8月1日現在の要支援1の方は、528名、それから要支援2の方が466名おられます。

以上でございます。（「要介護」の声あり）

要介護1の方が284名、要介護2の方が476名、要介護3の方が364名、要介護4の方が254名、要介護5の方が185名でございます。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

ちょっと今ね、私も今日ちょっと電卓を忘れてきたんですが、今、要支援1・2の方は、大体1,000名近くおられるということですね。要介護の方がちょっとざっとでどのくらいいらっしゃいますかね。

○議長（井上 太一君）

山本介護保険課長。

○介護保険課長（山本 信弘君）

1,563名です。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（５番 宮下 寛君）

それで、1万2,970人から約2,600人ぐらいの方を引かれる、引いてですね、そうすると、元気なお年寄りというか特定高齢者にも入らない、元気なお年寄りというのが約1万人を超えてるという状況だろうというふうに思うんですね。

そこで、私が何を言いたいのかといえば、中間市は、介護予防の重視ということで、これは先ほども市長も答えた中にあると思うんですが、この第3期の「高齢者総合保健福祉計画」の中でこのように言っているんです。ちょっと読み上げます。

「2005年、平成17年介護保険制度が、2015年の高齢者介護を見据えた形で大幅に見直され、平成18年度以降は、介護予防サービスや地域支援事業の創設など、介護予防に重点を置いた事業や、たとえ要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活を続けていけるように、地域密着型サービス等の事業が実施されることになった。介護予防対策と老人保健事業の推進は、密接に関係をしている。さらに、本計画策定に当たり、一般高齢者が生きがいを持った生活が続けられる環境づくり、虚弱高齢者が安易に要介護状態に陥らないようにする対策、また要介護状態になったとしても、短期間で介護度が重くならないよう、本人のアセスメントに配慮した介護予防事業を視野に入れ、実効性が高い内容とすることが必要だ」

こういうふうに計画の概要を冒頭に述べているわけですね。私もこういう予防の重視という点では、もう全く同感であります。しかし、中間市が行ったこと、本当にこの介護予防重視ということが貫かれているのかと、これは疑問を呈さざるを得ない。

市長は、これまでも介護予防といいますか、いわゆる高齢者の残存能力を引き出す、あるいは高めるといって高齢者のサービスを削減をしてきたと言っても過言ではありません。この問題で、厚生労働省が138万6,000人を対象に調査を行っています。「介護給付費実態調査報告」、これは2003年度につくられたものですが、国会に出されています。この中身は、在宅サービスを1年間利用した要支援の人が68.8%、要介護1の人が84.4%が維持ないし、改善したという結果が出ているんです。過剰介護状態、過剰介護で状態が悪化したという当時の小泉首相の言い分が、いかにひどいものであったかということを示したわけですが、市長も高齢者の残存能力を引き出すといった言い分は、これに似たものであります。そして、この2年半というのは、高齢者福祉を切り捨てていったと言ってもいいのではないのでしょうか。

そこで、具体的にちょっと言いますと、高齢者の方にどういう事業をこの間、展開してきたかということですが、一つは、生きがい活動支援通所事業、平成17年度までは対象者として、介護保険非該当でおおむね60歳以上の高齢者、これが18年度から見直しをされました。特定高齢者として認定をされ、下記介護予防事業のいずれかが必要と認められた人、運動器の機能向上、栄養改善だとか、口腔機能の向上、こういう見直しによって、特定高齢者として認められた人しか出されていないんです。その結果、どうなっ

たかといいますと、この事業では85.7%、これが削減されたんです。予算としてこれが1,993万円、これがカットされたんです。

次に、軽度生活支援事業、これはヘルパー事業ですけれども、これも同じように見直しされた結果、1,440万円ですね、これも削減されている。

それから、食の自立支援事業、対象者前、おおむね75歳以上のひとり暮らし及び高齢者のみの世帯で、老衰、心身の障害及び疾病等の理由により調理が困難な人、この対象者が見直された、どういうふうになったかといえ、これも特定高齢者及び要介護認定者で、栄養改善が必要な人ということで1,990万円がカットされておるんです。

そのほかの寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業であるとか、訪問利用サービス事業であるとか、こういうサービス、お年寄りへのサービスが一体どのくらいカットされてきたか、約6,500万円ぐらいカットされておるんです。つまり予防改善、残存能力を高める、引き出す、こういう名目で、お年寄りへの福祉サービスがこのようにカットされてきているんです。これが本当に予防介護、こういうものができるんでしょうか。こういう点ちょっと、まずその辺を紹介しながら、市長のお考えをお伺いたい。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほども申し上げましたように、国によります介護保険制度というの、大幅な改正が出されております。そういうことを受けまして私どもやっているところでございますし、それと、先ほど申されました、高齢者が要支援、要介護状態に陥ることなく、いつまでも元気で過ごせる地域社会の実現をと、私、言っているということで、そこで切ってございませけれども、その後に、市民の皆様と行政が協働して目指すことが大切でございます。高齢者を支える地域資源等々もある中で、貴重な地域資源等を生かしながら、皆さん方と協力してやっていきたいというそのお話もさせていただいているところでございます。

そういうあたりで、本当にいろんな制度改革の中で、いろんな負担が市民に増えております。これは、介護保険のみならず、障害者自立支援等々も含めまして、今本当に大変だなという思いはいたしております。しかしながら、それに対応すべくうちの方の、これはもうよその市町村もほとんどそうでございますけれども、対応すべく財源といいますか、そういうこともない中で、そういう中で中間市は中間市でいろんな対策といいますか、いきいきサロン、ご存じのように、各地域におきまして、これこそまさに地域の力をお借りしながら、いきいきサロン等々立ち上げております。これも一昔は、適当な運動、睡眠、それと栄養というふうなことでございますが、今では適当な運動と睡眠と笑いというような考えでございまして、そういうふうなそのサロンを利用させていただきまして、大勢のお年寄りの集る中で、私も今やっているところを全部回っております。

そういう中で、本当に皆さん方、楽しそうに過ごされておりますし、そういうふうな地

域の力をお借りしながら、財源的に、お金的に、その金だけじゃないというその思いでありますし、そういうふうな地域の力を利用させていただきながら、少しでもお年寄りが元気、または明るく過ごせるようなそのようなまちをつくっていきたくてそんなふうに思っております。

○議長（井上 太一君）

伊東保健福祉部長。

○保健福祉部長（伊東 久文君）

議員が言われるように、確かに予算的には大幅な減額になったと思います。私たち行政として、これを見直したときに、老人だけじゃなくて、子どもの関係とか、ほかのものも見直すわけですね。その前は子どもの保育料の値上げをしたとか、安いのを、県下でまだ安いんですけれども、少し我慢していただくとか。お年寄りに対しまして、今議員がもうおっしゃるとおりでございますけれども、金額的にはたくさんこの減額になっております。デイサービス、60歳以上、当時だれでも行けたわけですね。私も今はもう還暦を迎えまして60でございます。この私がデイサービスに行っていていいもんかどうかですね。本当に困っている方が介護予防ということで、介護認定にならないように予防するために行くのであればいいんですけれども、当時は、60歳になればだれでも行ってよかったわけですね。それと、ヘルパーさんの家事援助等でございますけれども、これも65歳以上になれば、どういう方でもヘルパーさんと呼んでよかったわけです。中間市はそれに対応してきておりました。

また、食のお弁当の配送でございますけれども、75歳以上になれば、だれでも手を挙げれば申し込めたわけです。ところが、確かにその中でも配食等につきましては、皆さんが望んであると思います。私どもも夫婦2人でおりますけれども、品物を材料を買いますときに、一つ買うたら多いんですよ。むだになる。それでこういうお弁当があれば大変助かると思います。

そこで、今、介護保険課で一生懸命議論しているんですけども、この今、先ほど言いましたように、高齢者がたくさん増えて、団塊の世代がどんどん高齢化の中にこう入ってくるわけでございますけれども、やがて中間市も30%ぐらい高齢者になるんじゃないかならうかと思えます。

そこで、これは行政が——行政がこの配食サービスを行うよりも、専門的なNPO法人がこれをされたら、十分に採算がとれると思うんですよ。行政がすればお金が少しかかるんですけども、法人がされれば、調理と配食等を考えられれば、十分ややっていけるんじゃないかならうかというような議論も今しているところでございます。確かに議員が言われるように、皆さんが望んであると思います。このままの状態でも今配食サービスをやりますよということで手を上げていただければ、大体四、五千万はゆっくりかかるんじゃないかならうかというところまで、今、考えているところでございます。いずれにしても、これは

議論の的になろうかと思っております。

以上です。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

今、福田総理が突然に辞任をすると、二代続けてそういう状態が起きた。こういう状態になったというのも、今盛んに言われているのが、小泉首相が自民党をぶっ壊すんじゃなくて国をぶっ壊したというふうにこう言われているんですけどね。その小泉首相の時代から、特に地方交付税、焦点を充ててどんどん削ってくる。そのことは、地方の財政を圧迫してきた。これは地方としては大変な状況になったというのは理解できるんです。しかし、問題は、その少ないというか、その削られてきたいわゆる地方の財政の中で、何にウエートを置いて市を運営していくのかというのが問われていると思うんです。地方自治体の役割で一体何なのか。これは、私ども何回もこれは紹介をしているんですが、いわゆる地方自治体というのは、そこの住民の利益を守る、暮らしを守る、福祉を守る、これが地方自治体の役割なんです。本旨なんですね。だから、ここを忘れて財政的な問題、これだけで運営をするということになると、やっぱり方向を見失うのではないかということをもまず言わなきゃいかんと思うんです。

先ほど部長の方からも、高齢者がもう3割にも達するだろうとこういうふうに言われてきているんですが、お年寄りが安心して住める自治体、これはだれもが安心して住める自治体になるんです。一番弱いところが、安心して住める自治体、これをやっぱり目指していくのが本当のところじゃないのかな。そこから、この財源どうしていくか、どういうふうに割り振りしていくかということを考えていく、その手立てとしていろいろな方向があるだろうと思うんです。

また、今、財源を切り詰められた中でも、この職員の皆さん方、随分と頑張っておられる。先ほども市長が言われました、何だったかな、いきいきやない……（「いきいきサロン」の声あり）これなんかも、職員の皆さん方、創意工夫の中で、各、他の自治体からも大いに評価される、注目されるような運動を展開している、これはすばらしいことだと思うんです。しかし、それをある意味では保障していく上でも、マンパワーというものは必要なんです。

今、ここに主要施策に関する報告書、これは昨年度の分ですが、この中で介護予防プランの作成状況、要支援1・2、この中で毎月のように直営が560件、570件、こういう人たちのケアプランを作成しているわけです。職員はといいますと、たしか正規の職員は二、三名ではなかったか。あとは嘱託職員であり、臨時であり、ここもいろいろ問題があるところですが、今日はそこは置いといて、ここにセンター長も含めて15人、そのうち保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャーはほかの仕事も持っていますので、随分と

制約もされていると思うんですが、しかし、この方々もケアプランをつくっているということだそうです。

ケアマネージャー、7人の方がいらっしゃる、この方々が主につくられているということなんですが、この方々1人70件前後のケアプランをつくって、介護保険がつくられる際に、1人どのくらいかといったときに、国が出したのが、たしか50件前後やなかったかと。それでも大変だと、やれないという声が上がっていたんですが、この中間市ではもう70件になっていると。それでもできないので、どうしているか、委託を出している。委託も160件、170件となっているんです。

しかも、この担当課に伺いますと、非常に単価が安いので、事業者が受けたがらないというんです。これは当然、必然的にやっぱりこの市の職員が、一生懸命になってやるという状況になっておるんですね。これも限界が来ておる。しかも、この70件を作成して、それで終わるのかと、そうじゃないと。これまでにつくったケアプランがどう実践をされているか、あとのケアも必要だというんですね。それは当然だろうと思うんですよ。そういう仕事をしながら、1日にそれだけのをやるということは、もうこれは限界を超えていると思うんですね。

そういう意味で、市長にもお伺いをしたんですが、こういうところに、やっぱり安定した仕事をしてもらうために、また責任ある仕事をしてもらうためにも、やっぱりマンパワーを増やしていかないけないと私は思うんですが、市長のお考えはいかがでしょう。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

今、ケアプランを作成される方のお話を伺いましたが、これも当初、この制度が入ったときに本当に混乱を起こしまして、当初うちがそんなふうには、その十数人も抱えなくてもいいような制度でございまして、これがふたをあければ、何か国の方からそんなふうな1人何件以上持ったらいけないとか、何かいろんなその制約がございまして、急遽このような人数を集めたというその経過もございまして、これも、今言われたとおりでございます。

それと、本来、私どもも委託をしようかなと、委託できるんじゃないかなと、そんなふうな動きもしたんでございまして、議員言われるように、ちょっとその安うございまして、これもやはりそういうふうな単価というのは決まっております、ほかのその業者が受けられないという状況になりまして、そういうことも含めて、当初、制度開始時期に大変な混乱を起こして職員等々も本当に困った状況に陥ったんでございまして、今、ようやく軌道には乗っております。

まさに議員ご指摘のとおり、少しそういうあたりも考えていかないかなのかなというその思いがありますけれども、またそういう職員を増やせば、また介護保険料等に跳ね返るようなことにもなりかねませんので、現在、保険料等というの、本当にうちは県下で

3番目、4番目ぐらいに安い介護保険料を維持しております。これは、やはりみんなが元気になろうというような強い思いの中で、元気老人が多いというふうに思っておりますし、あとの詳細については、部長の方からも答えがあらうかと思えますけれども、なかなか思うようにいかないのが現状でございます。介護保険もようやく当初の混乱から抜け出して、私どもは計画策定の委員会の方に諮問しておりますし、そういうあたりのご意見を聞きながらつくっていききたいなとそんなふうに思っております。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

マンパワーが必要だというのは、ここだけではないだろうと思うんですね。そういう点でも大変な状況になるだろうとは思いますが、今いわゆる行革ということが言われて、何かあたかもその人件費を削減する、これが一番の早道だというその向きもなきにしもあらずですよ。だからこういう点も、ただ行政がどういうんですかね、今、格差社会、これが大変な今問題になっていますよね。これをいかになくすかというところで今動いていると思うんですが、しかし、ここで言うその行革という名前で、やれ民間の活力を活用するだとかいうこの名目で、民間にどんどん委託するということは、逆にこの行政、自治体はその格差社会を広げていく、こういうことにもなるということをぜひ自覚をしていただきたいというふうにも思います。

それから、時間も大分迫ってまいりましたが、先ほども市長の答弁の中で、「第4期高齢者総合保健福祉計画」ですか、これをさまざまな団体、または個人からも寄ってもらって、いろんな多方面の何ですか、考えも聞きながら改善も含めてやっていきたいというふうに言われているわけですから、この今質問を私、しましたように、その高齢者福祉、この点でかなりの削減というか、切り捨て、こういうものが行われています。

先の6月、3月議会だったかな、ちょっと今、忘れましたが、その80歳を超えたお年寄りが、自宅から坂道を上り下りしながら、毎日のその食事を、しかも男性の方がやられている、配食を打ち切られてそういう状態になっていると。これで本当にいいのかという実態を市長に示してお考えを伺ったわけですが、そのときには市長は、もう何とか頑張っしてほしい、こういうふうに言われたわけですが、こういう状態をいつまでも続けていいのかということなんです。

介護予防というのであれば、本当にそうした方々が、やっぱり毎日のそういうご苦労をやっぱり解決してやるのが、私はこの予防介護というところの仕事でもないのかなと。だから高齢者の皆さん方が大いに外に出て、例えば地域密着型ということで、さまざまな支援サービスを行っているということですが、ちょっと余り時間がないんですが、担当の方にお伺いしたいんですが、この特定高齢者を中心としたそういう事業があっているわけですが、機能改善というところですね、これに一体どのくらいの人たちが参加をして

いるのか、まずちょっと聞きたいですね。

○議長（井上 太一君）

山本介護保険課長。

○介護保険課長（山本 信弘君）

特定高齢者の機能改善ということでございますけれども、現在、口腔機能の、口の中の研修、それから運動機能の向上、それから栄養改善とこういうことになっておりますけれども、一番多いのが運動機能の向上の特定高齢者が多いということでございます。

その人数については、きょう資料を持ち合わせておりませんので、後日また報告したいと思います。

○議長（井上 太一君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

先ほども特定高齢者の方200名ということですね、それからその中でも、ごくごくわずかな数ではないかなと思うんですね。高齢者と言われている人たち、約1万3,000人の中で数%しかないという状況だろうと思うんですね。これで本当に先ほども言う高齢者が安心して地域の中で住める状況をつくり出すという点からいっても、ほど遠いものだというふうに言わざるを得ません。ぜひ第4期総合計画の中で、こういう点も改善をしていくように要請もして、質問を終わります。

.....

○議長（井上 太一君）

次に、青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

日本共産党の青木孝子です。通告に従いまして、一般質問をいたします。

初めに、介護保険問題について質問をいたします。

介護保険法が改悪され、多くの高齢者が容赦なく介護サービスを奪われております。2005年の改悪で、介護施設の居住費や食費が全額自己負担になったため、負担増に耐えられず、施設から退所したり、デイサービスを断念した高齢者も少なくありません。また、2006年から介護度が低いと決め付けられた高齢者は、介護保険で利用してきた介護ベッドや車いすを取り上げられ、家事援助やデイサービスも随分減らされております。家族介護の負担を苦しめた悲惨な事件や孤独死などもあとを絶えません。

このような中、来年4月には、介護保険法は3年ごとの見直しを迎えます。市民の声を反映させたものにぜひしていただきたいと思います。

こうしたことから、以下3点について、質問いたします。

一つ目は、相次ぐ介護報酬の引き下げで、深刻な人材不足などに直面している事業所の実態調査について質問いたします。

財団法人介護労働安定センターの調査によりますと、介護職員の離職率は20.3%で、1年間に5人に1人の割合で離職しています。深刻な福祉の人材不足は、地域の高齢者介護、障害者支援体制を維持することが困難になってきます。人材不足の最大の原因は、福祉労働者の低賃金をはじめといたしました劣悪な待遇にあります。若者の正規職員や常勤のパートでも、年収200万円に満たない労働者が多く、ワーキングプアといえる実態が浮き彫りになっています。「福祉は人」と言われます。高齢者や障害者の命と暮らしを守る制度が福祉です。その仕事に携わる福祉労働者が、劣悪な労働条件に置かれているということは、介護サービスの質にもかかわる問題です。市内事業所の福祉労働者の実態を把握すべきではありませんか。市長に所見をお伺いいたします。

二つ目に、福祉用具の貸与や介護サービスの利用状況について、伺います。

介護ベッドや車いすなどの福祉用具は、要支援1・2や要介護1という軽度者は、原則として利用できなくなりました。その結果、介護ベッドの利用者数は、2005年11月と2006年11月を比較しますと、27万4,000人から1万人へと26万人、何と95%も減少しました。車いすの利用者も11万8,000人から5万人に、6万8,000人、58%も減少しています。福祉用具全体では、利用者は44万人から16万人へと28万人の減少で3人に2人の割合で福祉用具が取り上げられました。

また、要支援1・2と判定された人が利用する新予防給付の訪問介護を使えるのは、本人が自力で家事などを行うことが困難な場合であって、家族や地域による支え合いや他の福祉施設などの代替サービスが利用できない場合、このような原則が設けられたため、要支援認定者が、介護サービスの利用を断られたり、あきらめてしまった人も少なくありません。福祉用具の貸しはがしや、行き過ぎた介護サービスの取り上げは行われておりませんか。利用状況について、お伺いいたします。

三つ目に、保険料や利用料の減免制度について、伺います。

介護保険料を滞納すると、過去の滞納期間に応じて、利用者負担が1割から3割に上がり、保険給付が差しとめられます。

厚生労働省調査によりますと、2007年4月現在、自治体独自の減免制度は、保険料で33%の市町村などの保険者、利用料で21%の市町村の保険者が取り組んでおります。だれもが安心して利用できる介護保険にするために、低所得者の保険料や利用料の減免制度を実施すべきではありませんか。市長の所見をお伺いいたします。

次に、教育問題について、質問いたします。

文部省は、長い間、登校拒否や不登校の原因を子どもの神経症的行動や病気、甘えによるものとして、子ども自身の問題、家庭の問題としていましたが、登校拒否が増え続け、社会問題化する中で、学校を含めた社会的要因にあることを認めました。

文部科学省の学校基本調査によりますと、2007年度に30日以上欠席した不登校の小中学生は、前年度比で1.9%増え、12万9,250人に上りました。そのうち、小学

生が2万3,926人、中学生が10万5,328人で、学年が高くなるにつれて増えています。中学生では、全体生徒に占める割合が34人に1人に当たり、2.9%で過去最高になりました。

不登校のきっかけとして、学校側が上げた項目のうち、いじめは4,526人で、3.5%、多かったのは生活習慣や無気力が5万145人で38.8%、いじめを除く友人関係2万3,731人で、18.4%、親子関係が1万4,326人で11.1%になっています。また、保健室で過ごす保健室登校も相当いると見られます。中間市の小中学生の不登校の状況と、その対策について、伺います。

最後に、少人数学級について伺います。

先生と生徒の信頼関係が築けず、授業が成り立たない、授業を抜け出す生徒など、教育現場は大変です。子どもと教師がもっと言葉を交わし合い、きめ細かな生活指導、生徒指導、丁寧でわかりやすい授業を進めるには、学級規模の縮小が不可欠です。少人数学級となった先生は、教室にゆとりができ、教室全体がすぐに見渡せる。一人一人の生徒の状況が把握しやすく、落ち着いた状況が作りやすくなった。このように言っております。どの子にも行き届く教育を進めるには、学級規模の縮小が不可欠です。少人数学級の実施について、教育長の所見をお伺いいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

まず、介護事業所の実態調査について、お答えをいたします。

私も新聞やテレビの報道等により、介護の現場において、介護職員の賃金が安価で、また労働時間も長いと、非常に離職率が高くなっているとの話をよく耳にいたしております。そのために、特に大都市圏の事務所では、良質な人材の確保に苦慮しているとのことでございます。当然のことながら、十分なマンパワーの確保と継続的に勤務できる雇用環境の整備ができなければ、持続可能な介護保険制度は、成り立ってまいりません。

現在、国では、来年度予定されております介護報酬の見直しについて、介護労働者の確保、定着等に関する研究会を設置し、介護サービスの経営と労働環境の実態を把握するため、各介護関係事業主団体、また事業所等からヒアリングを行い検討されているところでございますので、実態調査を行うつもりは今のところございません。現在のところは、国の動向を見守りたいとそのように考えているところでございます。

介護の現場は、低賃金による人手不足が問題化しており、人材の確保や育成が困難な状況にあるとの認識はございます。また、このことが各サービスの質の低下をもたらす恐れがあることは否めないところでございます。しかしながら、介護報酬の引き上げは、被保険者の保険料の上昇と利用者の利用料の負担増につながりかねないことや、引き上げ分が

介護職の給与上昇に確実に反映されるのかといった懸念もあり、慎重に検討されなければならないものと思われます。

次に、福祉用具の給付につきましては、介護保険の福祉用具とは、心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具、及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものをいいますが、議員もご承知のとおり、要介護認定者は、介護保険制度の発足時から年々増加しており、とりわけ軽度者といわれる要支援・要介護1の方が大幅に増加をし、認定者の半数を占める状況にあります。

軽度者の方は、一般的に転倒、骨折、関節疾患などにより、徐々に生活機能が低下していく廃用症候群と呼ばれる状態にある方や、その可能性の高い方が多いのが特徴で、適切なサービス利用によりまして、状態の維持改善が期待される方と言われております。このような状況の中、平成18年4月の介護保険法の改正によりまして、軽度者の方の状態像を踏まえ、できる限り、要支援・要介護状態にならない、あるいは重度化しないよう、新予防給付の創設等がなされました。このことにより、要介護度1以下の軽度者に対する福祉用具は、その状態像から見て、使用が想定されにくい介護用ベッドとその附属品など5品目が、一部の例外給付を除き、原則として貸与できないこととなりました。しかし、昨年の4月の改正により、認定調査表の基本調査項目において、該当しないものについても、医師が医学的所見を行い、サービス担当者会議により、当該福祉用具の必要性を判断し、保険者が確認することで利用できるようになりました。

本市におきましては、この改正に伴い、その利用者に混乱等が生じないよう、昨年の9月に、文書で各介護支援事業所に対し、制度の改正について周知するとともに、本年2月には、ハーモニーホールに介護支援専門員を集め、再度、制度の改正について説明を行い、特に例外的に福祉用具貸与が必要であるものに該当すると判断された場合は、保険給付の対象となるので、適切なマネジメントを行い、申請の手続を行っていただくよう、お願いしたところでございます。

このように、軽度者に対する福祉用具貸与につきましては、軽度者の利用を一律に抑制するものではなく、自立支援を損なわないように、必要な方に適切な貸与ができるよう、適正化を図るものであると考えております。

次に、低所得者への保険料及び利用料の減免制度につきましては、介護保険制度は、高齢化や核家族化の進展等により、要介護者を社会全体で支える新たな仕組みといたしまして、公費と保険料で賄われる公的なサービスの提供を行う制度といたしまして、平成12年度から始まりました。介護保険料の算定につきましては、3年ごとに介護保険事業計画を策定し、同計画をもとに、介護サービス利用量の推計を行い、適正な額の保険料を算定しているところでございます。

本年度は、3年に一度の事業計画の見直しの年であり、現在、広く市民の意見を反映さ

せるため、公募の委員も含めた14名の委員で構成する中間市高齢者総合保健福祉計画作成検討委員会において、平成21年度から23年度までの新たな3カ年を計画期間とする「第4期高齢者総合保健福祉計画」の策定を諮問いたしているところでございます。

介護保険料の算定に当たりましては、低所得者に対する保険料の軽減を図る目的から、能力負担をきめ細かく反映した保険料の設定を行えるよう、現在、本市では所得段階に応じた6段階の保険料率を設定しております。また、本年の3月議会におきまして、税制改正による急激な保険料の負担増を避けるため、介護保険条例を改正し、本来の保険料額よりも低く抑える措置、いわゆる激変緩和措置を行っているところでございます。

介護サービスの利用に当たりましても、介護保険3施設といわれる介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設における居住費及び食費は、原則といたしまして、保険給付の対象外であり、全額自己負担となっておりますが、市民税非課税世帯等の低所得者につきましては、居住費、食費負担には限度額が設定され、限度額を超える分は、特定入所者介護サービス費としまして、補足給付されます。また、要介護者や要支援者が支払った介護サービス費の1割の自己負担に対しまして、1カ月当たりの自己負担の上限額を定め、それを超えた額を支給する高額介護サービス費など、保険料及び利用料の減免について、低所得者に配慮した各種施策を行っているところでございます。

したがいまして、新たに国の基準を上回る保険料及び使用料の減免制度を設けることは、結果的に減免しない人の保険料を今以上に引き上げることになり、相互扶助という介護保険制度の趣旨からいっても、また、被保険者全体のバランスを考えてみても問題があると思われまことから、現在ところ、本市独自の減免等の措置を行う考えはございません。

次の教育問題につきましては、教育長の方からお答えをいたします。

○議長（井上 太一君）

船津教育長。

○教育長（船津 春美君）

中間市の小中学校の不登校の状況と対応についてのご質問にお答えいたします。

議員もご承知のこととは思いますが、不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあることをいい、30日以上欠席した状況を言います。

中間市における不登校の小中学生は、平成20年度6月時点で12名でございます。不登校になったと考えられる状況といたしましては、深夜徘徊などのいわゆる非行行為や人と接することが苦手で、極度の不安、緊張状態になるなどの状況が多く、続いて、いじめ、けんかなどによる友人関係を巡る問題があります。その他、家庭内の問題、病気などが上げられます。

対応につきましては、中間市独自の教育施策である適応指導教室を平成7年度から開設し、学校への復帰を図るための自立を促す指導援助を行っております。

その中で、何らかの心理的、情緒的な要因のために不登校に至った子どもたちに対して、適応指導や学校への復帰を図るための自立を促す指導、援助を行いながら、不登校問題に対処しています。また、担当職員を学校へ派遣して、不登校の子どもたちの実態把握と情報交換を行いながら、問題及び状況に応じて指導を行っております。

学校におきましては、担任、養護教諭等による家庭訪問や、電話連絡などで相談ののったり、指導援助を行ったりしております。さらに、臨床心理士の資格を持っているスクールアドバイザーを学校へ派遣し、実態に応じた研修を行いながら、教職員の資質向上やケースに応じた対応の仕方等について、研修が深められております。学校への支援を行うとともに、保護者の家庭における役割や協力等についても啓発に努めているところでございます。

次に、少人数学級の実施についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、子どもたちと教師がもっと言葉を交わし、きめ細かな生活指導、生徒指導やわかりやすい授業を進めるためには、学級規模の縮小が必要と考えます。

このことにつきましては、平成18年の3月の一般質問でもお答えいたしましたように、1学級の定数を少なくすることについては、特に、小学校低学年において、あるいは学校の実態に応じて、中・高学年や中学校におきましても、教育上の必要性があると思われま

す。少人数学級編成は、現在、小学校では、底井野小学校6年生、中間東小学校5年生、中間小学校3年生が少人数学級編成を行っております。中学校では、中間中学校3年生、中間北中学校2年生、中間東中学校1年生、中間南中学校3年生が少人数学級編成を行っております。

これを小中学校別に見ますと、市全体の小学校で88学級のうち、約73%の64学級が30人以下の学級でございます。中学校では、44学級のうち約68%の30学級が30人以下の学級でございます。全体では、132学級のうち、約71%の94学級が30人以下の学級でございます。現有の教職員で市全体において、少人数学級を実施するとすれば、市単独の予算化が必要となります。

議員ご承知のように、丁寧でわかりやすい授業をするためには、授業における指導方法の工夫改善や教師の資質、力量向上も重要であります。現在、小中学校には、指導方法工夫改善教員の配置が行われています。

また、平成18年に学校教育法の改正が行われ、それに伴い、特別支援教育が重要視され、昨年10月より、市の特別支援教育支援員2名の導入に続き、本年度9月より5名が増員され、全中学校と1小学校への配置となり、心身に障害を持った児童・生徒の支援に活用されております。このことは、周りの子どもたちへの支援にもつながっているところでございます。

いつも申しましておりますとおり、市独自の学習サポーター制度や特別支援教育支援員、

ゲストティーチャー、スクールカウンセラー等、外部講師の活用やチームティーチング、少人数授業の積極的実施とともに、教職員研修の一層の充実と教職員の資質向上を図ることで、きめ細かな教育の充実に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

まず、介護保険について、再質問いたします。

在宅サービスを利用しております要介護度3以上の重度の人の割合はどうなっておりますか。平成17年度から平成19年度までの移り変わりについて、所管の職員にお願いいたします。答弁をお願いします。

○議長（井上 太一君）

山本介護保険課長。

○介護保険課長（山本 信弘君）

認定の重度率、要介護3以上でございますけれども、17年度が28.8%、それから18年度が29.8%、19年度につきましては33.7%でございます。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

今、ご報告がありましたように、要介護度3以上の重度の人の割合がどんどん増えております。そういうところから、本当に秀でた介護職員の人材確保というのが必要ではないかと思いますが、介護労働安定センターの調査では、事業所を退職した介護職員の平均勤続年数は1年未満が42.5%と、こんな状況ということです。私も市内の事業所を訪問しましたところ、やはり介護職員を募集してもなかなか来ないと。本当に大変な状況というのを伺っております。

市長は、先ほど自分は実態調査をするつもりはないと言っておりますけれども、やっぱり福祉には専門性や経験の継続性、こういうものが本当に求められておりますので、こういうサービスの質を維持するには、やはりそういう実態調査の生の声を介護保険の見直しに当たり、国のそういう制度待ちではなくって、上げていくべきではないかと思いますが、その点、市長にもう一度お尋ねいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

これは、国全体の制度として発足いたしております。そういう意味からも、国が今やっているというところがございますので、市独自で、そのような予算を組むということは、少

し差し控えたいなどそのように思っております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

そのような予算といいますけれども、市内に事業所がどのくらいあるかわかりませんが、ちょっと私も数字を今覚えておりませんが、そんなに予算のかかるものではないと思います。確かに、市の職員の負担は増えますけれども、やはり実態をきちんとつかんで、県なり国にどんどん上げていただきたいというふうに要望しておきます。

もう一点、車いすとか介護ベッドの取り上げの問題ですけれども、国の方針で通達を出しまして、余りにもひどいということで変更し、その結果を福祉の事業所に連絡したということですがけれども、大半の人たちが福祉用具、先ほども言いましたけれども、買い上げているわけですね。もう介護ベッドなんていうのは、もう95%以上の人たちが買い上げている。私も身近な人は車いすを利用しようと思ったけれども、非常に厳しくって、結局中古を買ったとこういうような状況が生まれております。こうした人たちへの補助も含めてどんなふうに考えておりますでしょうか。

それと、あわせて、利用実績、法ができて1,000件も減っているということなんですよ、利用が。という中で、こういう実態、余りにもひどい実態ではないかというふうに思いますが、二つの点、ちょっと前後しましたけれど、ご答弁をお願いします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほどから申しておりますが、これは国がそういうふうな制度改革をやっているわけでございましてね、その制度改革に伴っていろんな負担が増える、その差を市がやってくれと、これはまあはっきり言わせて、それをやらない市長さん、おまえ何しよんかというその話になるわけでございまして、これは介護保険のみならず、いろんな面で今国民の皆さん方、負担増でございます。

そういうのを私どもは、本当にそういう弱い立場の方に対しての思いというのは十分あるわけでございますけれども、それに私どもみんな対応しておりましたら、この中間市本当にもう1年も2年もしないでというふうな状況になりかねませんので、そういうふうな、国がそういうふうな制度改革をやってきて、それを私どもはやらざるを得ない状況ということもお考えいただきたいし、その何でそのような制度改革をやっていくかという、やはり今、保険制度というのが本当に崩壊しそうな状況の中で、少しでもそのみんな頑張るといような状況だとそんなふうに認識しておりますし、国の状況等々を見ながら、私どももその対応させていただきたいなどそんなふうに思っております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

私は、そういう福祉用具にしましても、貸与状況の実態をしっかりと市長がつかんで、中間市の高齢者がどういう生活をされているかということを生にとらえていただきたいということで質問しております。

それと、保険料滞納者について、たしか滞納が2年以上になりますと、かなりのペナルティーがあると聞いておりますけれども、この具体的な中身についてお伺いいたします。担当職員でよろしいです。

○議長（井上 太一君）

伊東保健福祉部長。

○保健福祉部長（伊東 久文君）

確かに、今青木議員の言われるとおりですね。滞納が続きますと、ペナルティーがございます。普通、介護保険は1割負担でございますけれども、滞納の年数によりまして、これが3割負担に変わってくるものでございます。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

もう少し詳しくお聞きしたかったんですけども、私の知っているところでは、2年以上の間に滞納しますと、もうそれは時効になるということで、滞納した間の期間に応じて、半分は1割から3割負担になると、具体的にいいますと、もし施設に入所した人が滞納していますと、これまで月6万円だった人が、2年以上前に滞納しておりますと、そういうことがありますと、自分たちでその分を払いますと言えないということで、18万円も払わないといけないとこういふことになるというふうになっておりますけれども、それは事実でしょうか。

○議長（井上 太一君）

伊東保健福祉部長。

○保健福祉部長（伊東 久文君）

大体そのようでございます。実際、今ペナルティーということで、今上がってきている人数が2名ほどあります。通常は、やっぱり先ほど言いましたように1割負担でございますけれども、7割給付の3割負担になる予定でございます。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

今、2名と言いましたが、私がお聞きしたところ、滞納者は383名、2年以上では138名ということで——利用されている方ということですね。わかりました。

こういう滞納者につきましての生活実態について、お伺いいたします。どういう方が多いんですか。

○議長（井上 太一君）

伊東保健福祉部長。

○保健福祉部長（伊東 久文君）

よく生活実態、詳しいことはわかりませんが、収納課の担当課長にお伺いしております。介護保険のランク別でございますけれども、大体低所得者が多いように思われます。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

今、ご報告がありましたように、保険料の滞納者が、やはり低所得者、年金の本当に少ない方たち、それから商売をされている方たちとこのように聞いております。先ほど市長は、市としては、その減免制度は全く考えていないとこのように言われておりますけれども、中間市の介護保険事業会計の基金は、現在2億9,000万円あるということですが、この基金をぜひ保険料の値下げや減免制度の方に財政措置をしていただきたいというふうに考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

私どもも低所得者に応じまして、本当に6段階による保険料等々その設置いたしております。そういう中で、この先ほど申しましたように、この相互扶助という介護保険制度の趣旨からもいいまして、保険者全体のそのバランスを考えながら行わなければ、本当に問題があろうかとそんなふうに思っております。

そういう中で、その基金の話が出ておりますが、これも私どもがその3カ年のその保険料の使用状況等々見ながら、またいつかそういうのを使わなければいけない時期が来るんじゃないかと、そんなふうなそのことも考えておりますし、来年度のその保険料、その設定もありますが、保険料設定につきまして、言われた基金等を勘案しながら、また設定していきたいなど。おかげをもって、先ほどもお答えしましたように、介護保険料というのは、本当に安いその水準、みんなの協力をいただきながら、本当に県下で3番目、4番目に安い水準を維持している、そういうふうないろんなその運営、運用等々をしながら維持しているというような現状でございます。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

まとめますと、する気はないということなんですね。県内では、保険料減免の実施状況は、北九州市や直方市、飯塚市など19保険者です。また、利用料減免の実施状況は久留米市など8保険者です。ちなみに、直方市の保険料減免実施状況は、人数7名で減免額12万5,140円、行橋市は、対象者4名で減免額9万5,040円、本当にこのぐらいの額でできることなんです。1人でも救済するという姿勢が市長に求められていると思います。ぜひ減免制度も考えていただきたいと思います。

介護保険料が本当に高いというのが、市民の皆さん、全国の皆さんの声です。高い最大の原因は国庫負担が少ないことです。介護保険が始まったとき、介護に占める国庫負担の割合は、それまでの「50%」から「25%」に引き下げられました。全国市長会も国庫負担を50%に引き上げることを要求しています。国庫負担の割合を計画的に引き上げれば、保険料の負担を増やさずに、制度の改善が図れます。その財源は約3,000億円、米軍に対する思いやり予算の規模と同じです。日本の福祉関係の予算は、イギリスの半分以下、ドイツやフランスの3分の1、スウェーデンの4分の1にとどまっております。

最近、消費税を引き上げて社会保障の財源に充てようという議論があります。消費税は応益負担の税制であり、逆進性が高く、社会保障の財源としては適切ではありません。日本共産党は、消費税の税率引き上げ、福祉目的税化に反対するものです。

時間がありませんが、教育問題に移らせていただきます。

私は、今回この問題を取り上げましたのは、今年度の6月、7月に、市内の学校訪問をいたしました。この中で、ある中学校を訪問しましたが、子どもたちがもう空席がたくさんあったり、また授業に集中しない、こういう生徒さんをたくさん見ました。そういう見ました後に懇談をしますと、先生方が、一人でもたくさんの先生が欲しい。もう大学生の講師でもいい、もういろんな研修員でもいい、こういう声を受けました。そういうところから、教育長は、市としては財源問題があるから、なかなか厳しいとこういう結論だったようにありますけれども、子どもたちの将来のためには、やはり不登校の問題、これも一人ずつ手厚く話をしていく、これも時間がかかります。早急にできる問題ではありません。また、学力が低下しているという問題もやはり一人一人にわかる授業を進めるには、先生方の目の届く、一人一人わかりやすい授業が必要です。そういう意味でも、少人数学級は、もう本当に避けて通れない問題です。

ちなみに、私が気になりました中学1年生のその子どもたちを見ますと、特にそこに手当を必要と考えておりますが、中学1年生全部を少人数学級にしますと、どのぐらいの先生が要るんでしょうか。前もってお尋ねしていただきましたので、数字が出るとは思いますけど。

○教育長（船津 春美君）

学校教育課長の方から答弁させたいと思います。

○議長（井上 太一君）

深見学校教育課長。

○学校教育課長（深見 卓矢君）

中学校ですと、1学級でございます。小学校の低学年で見ましたら、4名でございます。合計5名で、大体低学年すべてで30人学級になるということでございます。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

中学では、1人増やせばできるということなんですね。ぜひ、その1人を予算措置をしていただきたいというふうに思いますが、市長、どういうふうに考えますでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

まあいろんな方法等々も含めて検討させていただきたいとそんなふうに思っております。

○議長（井上 太一君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

一人一人が本当に大切にされ、個性豊かに育む教育、何よりも子どもたちに基礎的な学力を保障することが求められます。どの子にも行き届いた教育のために、30人以下学級の実施はどうしても不可欠です。

国内総生産に対する教育予算の割合は、OECD諸国が平均5.2%に対して、日本は3.6%で、順位も29カ国中28位です。日本共産党は政府に対しても、大企業優遇措置、むだな公共事業や軍事費を見直し、教育予算を増やし、国の責任で30人以下学級を実施するよう、引き続き強く求めてまいります。

以上で終わります。

.....

○議長（井上 太一君）

この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（井上 太一君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

まず、草場満彦君。

○議員（10番 草場 満彦君）

公明党の草場満彦でございます。通告に従い、一般質問をいたします。

災害時の緊急避難所及びハザードマップの防災機能の整備状況について質問いたします。

市民の基盤となる安心、安全の確保が大きな課題となっている昨今、大規模災害の発生に備えたさまざまな対策、対応が必要不可欠だと考えています。当市は、地域柄、水害、洪水を想定してのハザードマップの作成や緊急避難所の指定はあるかと思いますが、水害以外の自然災害、特に地震時の対応も水害時に準ずるものなのでしょうか。

また、避難所に必要な物資等は、十分に備蓄されてあるのでしょうか。中でも、指定されてある学校施設の避難所が整えるべき基本的な機能と考えられる5項目、1、避難所として使用される屋内運動場にトイレはあるか。2、屋外から直接利用できるトイレがあるか。3、学校の敷地内、もしくは校舎内に防災倉庫、備蓄倉庫が設置されているか。4、水を確保するための設備、プールの浄水装置等があるか。5、停電に備え、自家発電設備の用意があるか。これら5項目について、整備状況をお聞かせください。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

災害時の緊急避難所及び防災機能の整備状況について、お答えをいたします。

まず、洪水ハザードマップにつきましては、平成17年の水防法の改正に伴い、浸水想定区域を含む市町村での作成が義務づけられたことから、本市におきましても、平成18年5月に作成し、全世帯に配付をいたしております。また、転入してこられました方に対しましても、市民課窓口におきまして、随時配付をいたしているところでございます。

本市のハザードマップは、遠賀川の水が大雨により、堤防を越えたとの想定で作成しており、浸水が想定される区域とその区域で想定される水深を色分けして表示をいたしております。ハザードマップ表面は、市内全域を撮影しました航空写真上に、避難所の位置をはじめ、急傾斜地崩壊危険区域や土石流危険区域等の位置や影響を及ぼす範囲の表示や防災関係機関、ライフライン関係の連絡先等を掲載しており、裏面には、防災に関する必要な情報として、日ごろからの備えやご家庭であらかじめ備えていただきたい携行品のチェックリスト等を掲載いたしております。

本市が作成しました洪水ハザードマップにつきましては、水害を想定し作成したものでございますが、災害への備えや災害全般に対し、有効である情報も掲載しておりますことから、地震に対しましても十分活用していただけるものと考えております。

次に、災害時の備蓄につきましては、平成7年1月17日に発生いたしました阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、本市におきましても、平成8年度から各避難所に食糧品や救急用品等の備蓄を行っております。避難所における備蓄の状況といたしましては、リュック型の非常持出袋を小中学校に720セット、水防倉庫及び消防署に280セットの合計1,000セットを備蓄いたしております。

非常持出袋の中には、給水袋、懐中電灯、軍手、タオル、レジャーシート等の災害発生

からすぐに役立つ物品19品が入っております。また、食糧につきましては、本年度に水やお湯でつくることのできるご飯「アルファ米」を1,000食購入し、水防倉庫に備蓄いたしております。そのほかにも、避難所で使用する毛布50枚、防寒用のダウンジャケット18着を市庁舎において保管をいたしております。また、災害発生時に、食糧や飲料水、生活必需品等が不足した場合は、平成17年に県内の全市町村間で締結いたしました災害時の相互応援協定に基づき、被害の少ない市町村に対し、必需品の提供を要請することができることとなっております。

さらに、飲料水につきましても、今後、計画的に自主的備蓄を進めてまいります。平成18年にコカ・コーラウエストジャパンとの間に締結しました協定により、災害時に市役所及び市立病院に設置しております災害対応型自動販売機を市役所から遠隔操作することによりまして、自動販売機から無料で飲料水が提供されることとなっております。

次に、避難所となります小中学校施設の整備状況につきましては、体育館内にトイレを設置している学校は、南小学校、西小学校及び南中学校の3校であります。なお、体育館内にトイレがない学校につきましては、災害発生時には、校舎内のトイレを開放し、利用することといたしております。また、すべての学校におきまして、トイレは、直接屋外からも利用できるようになっております。

次に、防災備蓄倉庫につきましては、小中学校に配置はいたしておりませんが、災害時には、水防倉庫等を拠点といたしまして、必要物資を各避難所に配付をしてまいりたいと考えております。

次に、避難所における水を確保するための設備でございますが、飲料水につきましては、各学校には、プールの浄水装置、井戸等はありませんが、貯水槽を設置しておりますことから、給水車とあわせて飲料水の確保に対応してまいりたいと思っております。

最後に、自家発電設備につきましては、各学校には用意はしておりませんが、消防本部及び財政課において発電機を保有しておりますことから、電気が復旧するまでの間は、これらの発電機で対応してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、災害による被害を最小限に抑えるためには、自助・共助・公助、それぞれの連携が大変重要でございます。近年、私たちの想像を超える規模の災害が全国各地で多数発生しております。市といたしましても、災害の未然防止や被害軽減に全力で取り組んでまいります。市民の皆様におかれましても、ご家庭、あるいは職場において、災害発生時の役割分担や避難所の位置、避難所までの安全な経路、家族間の連絡方法等を日ごろから話し合っただき、数日分の食糧や飲料水を確保しておくなど、災害に備えていただきたいとそうように思っております。

また、市では、災害情報の迅速かつ正確な伝達手段といたしまして、防災無線の整備を進め、小中学校におきましても、耐震化を積極的に進めていくなど、ハード面での整備とあわせ、毎年広報「なかま」を通しまして、限られたページ数ではございますが、防災特

集を掲載する等ソフト面においても、周知、啓発を進めているところでございますが、今後さらに、市民の皆様の協力も得ながら、災害に強いまちづくりを進めてまいりたいとこのように思っております。

○議長（井上 太一君）

草場満彦君。

○議員（10番 草場 満彦君）

答弁では、水害時のハザードマップはできているということで、私が懸念しているのは、地震時、中間の中で指定校になっているところでも、水害のときには、2校ほど指定校になっていないということもお聞きしました。地震時には、特に底井野小なんかは耐震化が備わっているという施設なものですから、十分に活用すべきだと思います。ですから、水害時の避難場所と地震時の避難場所、使えるところも発生するわけですから、その辺の周知徹底ていうか、市民の皆さん方に、地震時にはここが避難場所ですよという部分の徹底もお願いしたいなというふうに思っております。

あと、答弁で、私がお聞きした5項目は、国が指定場所として指定された場合は、これぐらいは必要であろうという部分の5項目でありました。後半の3項目につきましては、ほかの自治体も調べましたら、10%から20%というふうな不備な部分がありますけれども、やっぱり必要な事項だと思いますので、水防倉庫にあるというだけではなく、各避難場所にも必要最低限、必要な項目ではないかなというふうに思っております。

そして、実際避難場所の指定と防災機能の実態が必ずしも整合されていないという部分が見受けられるのではないかなというふうに思いますし、防災機能が十分に備えられていないという状況では、市民の方の安心、安全の確保もできていないという部分につながるのではないかなというふうに思います。

質問した5項目の基本的な機能を備えるにも財源が必要だと思います。公立学校の施設の防災機能の整備財源は、文部科学省の補助金のほかにも、内閣府、あと消防庁、国土交通省の制度も活用できます。このことは、他の自治体でも余り知られておらず、ほとんどが利用されていないというふうにお聞きしました。このような財源支援制度があることは、ご存じなのでしょうか。また、ご存じであれば、十分に活用されている現状があるのでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

詳細につきましては、担当課の方からお答えさせます。

○議長（井上 太一君）

白尾総務課長。

○総務課長（白尾 啓介君）

では、お答えします。

昨年の10月1日付で、文部科学省の方から各市町村に通知が参りまして、避難所となる学校施設の防災機能の向上ということで通知が参っております。そして、その中で耐震性の確保とか、あるいは今おっしゃいました各避難所、施設ごとの防災機能の確保というのが通知でなされております。その中で、今、ご指摘がありました各施設を充実したときの財源について、国の方から財政支援制度があることも承知しております。今後、そういった国の通知なんかを踏まえまして、教育委員会と協議して、そういった防災機能の強化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（井上 太一君）

草場満彦君。

○議員（10番 草場 満彦君）

水防のハザードマップは、平成18年5月に、市内全戸配付されてあるというふうにお聞きしましたし、新しい転入の方にも窓口で配付されてあるというふうにお聞きしました。申しわけないんですが、広報「なかま」についても、市民の方々がどれだけ見られてあるか。また、実際私たちが自然災害に遭遇したときに、どこに避難すればいいのかという部分の周知徹底自体が、完全にされていないのではないかとこのように懸念いたします。そういった意味では、市民の方の意識の啓発・啓蒙にも再度何かの機会にそういったハザードマップなりの配付等を考慮していただきたいなというふうに思います。

そして、先ほどの言いましたように、文部科学省の補助金を含めて、それ以外の財政支援制度を積極的に活用していただいて、避難場所としての十分機能できる公立の学校施設の防災の設備整備の推進をしていただくのと、あと6月議会で要求しました学校耐震化とあわせて取り組んでいただくことを強く希望して、質問を終わります。

.....

○議長（井上 太一君）

次に、井上久雄君。

○議員（14番 井上 久雄君）

こんにちは。あすなろの井上久雄でございます。本日は、一般質問が大変繁盛しておりますので、端的に質問をいたしたいと思っております。

中間市立病院について、政府の推し進める医療制度改革のおかげで、地域の医療は、危機的な状況にあると言っても過言ではありません。特にこれからの未来を背負うはずの児童を守ってくれる産婦人科医、小児科医は極端に不足しております。また、医師全体としても絶対数が不足しており、地域の公立病院などは、医師確保のためのきゅうきゅうとしている状態です。

中間市立病院でも、診療体制の縮小を余儀なくされるなど、現状維持が難しい状態であると聞き及んでおります。その中にあっても、地域における公立の病院として、その役目

を果たすべく市長をはじめ、市立病院の関係職員が誠意努力をしておられる姿には、心から敬意を払うものであります。

さて、政府は、「公立病院改革ガイドライン」の中で、採算性等の面から、民間医療機関による提供が困難な医療の提供をうたっておりますが、しかしながら、同時に経営の効率化も求めているところでもあります。

この春、政府からガイドラインに沿った「公立病院改革プラン」について検討するようにと通知があったようですか、これに対して中間市としては、どのように回答されましたか。また、検討される体制をどのように考えておられるのかをお聞かせください。

特に、本年度は、介護保険制度の見直しの時期でもあります。在宅介護をさらに進める中での訪問看護の充実や地域医療における中間市立病院の機能と役割をどのように位置づけているのかをお聞かせください。

また、医師をはじめ、看護師等の医療スタッフの人材確保が市立病院運営には欠かすことのできない大きな課題であると考えますが、この対策をどのようにとっておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

中間市立病院の経営について、お答えをいたします。

まず、公立病院改革プランにつきましては、「経済財政改革の基本方針2007」を踏まえ、総務省から「公立病院改革ガイドライン」の通知がなされております。この「公立病院改革ガイドライン」では、公立病院の果たすべき役割としては、地域に必要な医療のうち、採算性などの面から、民間医療機関による提供が困難な医療を提供することとされ、僻地医療、救急、小児・周産期、災害、精神などの不採算・特殊医療、高度先進医療、広域的医師派遣機能等が挙げられております。

また、地域医療の確保のため、自らに期待されている役割を改めて明確にし、必要な見直しを図った上で、安定かつ自律的な経営のもとで良質な医療を提供できる体制を構築することが求められております。このために、経営の効率化、再編・ネットワーク化、経営形態の見直しの三つの視点に立った改革を一体的に推進することが必要であると記載されております。

具体的には、経営の効率化では、公立病院が自らの役割に基づき、住民に対し良質の医療を継続的に提供していくためには、病院経営の健全性が確保されることが不可欠であることから、主要な経営指標でございます経常収支比率、職員給与比率、病床利用率の3種類の数値目標を必ず設定するほか、自治体が必要だと判断した目標を定め、3年をめぐりに経営の効率化を図ることが求められております。

また、再編・ネットワーク化では、近年の公立病院の厳しい経営状況や道路整備の進展、

さらには、医師確保対策の必要性等を踏まえると、地域全体で必要な医療サービスが提供されるよう、地域における公立病院を中核的医療を行い、医師派遣の拠点機能を有する基幹病院と、基幹病院から医師派遣等さまざまな支援を受けつつ日常的な医療確保を行う病院、診療所へと再編成するとともに、これらのネットワーク化を5年程度の期間を対象として策定することを標準とするとされております。

経営形態の見直しでは、民間的経営手法の導入を図る観点から、例えば地方独立行政法人化や指定管理者制度の導入などにより、経営形態を改めるほか、民間への事業譲渡や診療所化を含め、事業のあり方を抜本的に見直すことが求められております。

福岡県では、本年7月25日に、公立病院改革プラン説明会を開催し、改革プラン策定に向けたスケジュール等が示されました。当院では、翌8月に、病院内の「改革プラン策定ワーキンググループ」を立ち上げ、9月までに改革プランの素案の作成を行い、県との事前協議を行う予定といたしております。

また、事前協議後、速やかに外部の有識者を含めた「中間市立病院改革プラン策定委員会」を設置し、来年3月までに「中間市立病院改革プラン」を策定することといたしております。

次に、医師、看護師等の確保対策につきましては、平成16年4月からの新研修医制度の導入によりまして、医師の地域偏在が極端となりまして、地方における医師の不足が問題となっているのは、もう既にご承知のとおりでございます。

現在、中間市立病院の診療科目は、内科、外科、整形外科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、消化器科、循環器科で診療を行っておりますが、整形外科におきましては、本年3月に整形外科医3名が退職し、現在、非常勤医師で週2回の診療を行っております。このような状況では、病院の経営環境を厳しくするばかりか、地域医療の崩壊が危惧されますことから、医師の確保につきましては、大学の医局に赴き、医師の派遣と同時に、派遣の増員要請を行っているところでございます。大変厳しい状況ではございますが、今後も医師の確保には、鋭意努力してまいり所存であります。

また、看護師等の医療技術者の人材確保につきましては、良質な医療の提供はもとより、病院事業の安定的な経営のためにも必要不可欠であると考えております。こうした医療スタッフの人材確保につきましては、常勤医師の配置体制や入院・外来患者の受診状況の動向を見ながら対応してまいりたいと考えております。

今後も、市立病院が市民の健康を守るための良質で安全な医療を提供できるようさらなる努力を行い、親しみやすい病院として、患者様中心の満足のいく医療の提供を目標に努めてまいりたいとそうように思っております。

○議長（井上 太一君）

井上久雄君。

○議員（14番 井上 久雄君）

では、再度お伺いいたしますが、先ほどの訪問看護の現状が、現在どうなっておるか、わかれば説明をいただきたいと思いますが。

○議長（井上 太一君）

行徳市立病院事務長。

○市立病院事務長（行徳 幸弘君）

質問について、お答え申し上げます。

当院におきましては、本年7月1日に、訪問看護在宅支援室を設置いたしました。そのご利用者につきましては、7月7名、8月9名のご契約をいただいております。訪問回数といたしましては、7月が56回、8月が62回でございます。

また、訪問看護にあわせまして訪問診療——医師による訪問診療もあわせて実施しております。訪問診療につきましては、7月が6回、8月が8回でございます。また、この訪問看護につきましては、看護師2名を当てて現在行っております。今後も看護師の増員について、十分検討いたしまして、今後そういう方向に向かって頑張りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

井上久雄君。

○議員（14番 井上 久雄君）

どうもわかりやすく説明をいただきましてありがとうございます。今後も大変な状況が続きますが、議会、執行部ともに力を合わせて頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

終わります。

.....

○議長（井上 太一君）

次に、原田隆博君。

○議員（7番 原田 隆博君）

皆さんこんにちは。自民クラブの原田隆博でございます。通告に従いまして、質問いたします。

まず、教育問題についてですが、近年、中学生による校内暴力が問題化しております。本市においても、今年度、中学生の対教師暴力が新聞報道されました。また、この件以外にも、市内の中学校において対教師暴力や生徒間暴力が発生しております。

これらの原因については、家庭内の問題もかなりのウエートを占めていますが、平成19年度以降配置がなくなった指導主事や、また教師数の不足等で学校での生徒指導が十分できないことが要因だと考えられます。

市長も十分認識されているとおり、教育問題は結果が出てくるまでかなりの時間がかか

ります。今、早急に対策を打たないと大変なことになりかねません。今後の対策について、市長の見解をお伺いいたします。

次に、暴力追放問題についてお尋ねいたします。

昨年、直方市では、市の中心部に事務所を構えた指定暴力団太州会系田村組に対し、直方警察署と直方市民が協力して、署名活動や暴力追放大会、監視所の設置等積極的な暴力追放運動を展開して、同年9月に完全撤退を成功させました。

そして、今年7月には、暴力団の再進出を防ぐための暴力団等追放推進条例を制定し、市内から暴力団を締め出す強い姿勢を示しました。このことは、たとえ法的な根拠がなくとも、市と市民及び警察等関係機関が一致協力して、断固たる取り組みを続ければ、必ず暴力団の追放は成し遂げることができるということを証明いたしました。

中間市においても、中鶴1丁目にある指定暴力団工藤会系極政組の暴力団事務所は、住宅密集地でもあり、また児童・生徒の通学路でもあることから、周辺の住民は、長い間不穏な生活を強いられてきています。

近隣自治体で暴力追放の機運が高まっている今こそ、市長が率先して暴力団事務所の市外追放のための措置を講ずるべきではないでしょうか。市長の見解をお伺いいたします。

以上の2点をもちまして、第1回目の質問を終わります。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

まず、教育問題について、お答えをいたします。

中学生の校内暴力につきましては、本市でも大きな教育課題となっております。今年度、本市中学校において、対教師暴力は、新聞報道されました1件を含め、3件起こっております。生徒の校内暴力に対しましては、毅然とした態度で臨むことが必要であります。特に、教師に対する暴力は、決して許されない行為であり、厳重に対処しなければなりません。これら校内暴力の原因といたしましては、さまざまな要因が考えられますが、議員が言われます家庭内の問題や教師の指導力の問題など、多くの問題があります。

議員ご質問の教師数の不足等の問題につきましては、議員ご指摘のとおり、今日の学校の実態を見ますと、より少人数になれば、学級崩壊や授業困難が少なくなるのではないかというご意見があることも承知をいたしております。本市におきましては、文部科学省が示す定数基準の1学級40人以下の条件は、どの学級も満たしておりますし、先の青木議員の質問に教育長がお答えしましたように、本市では、約71%が30人以下の学級でございます。いずれにいたしましても、教員増につきましては、財政上のこともございます。今後、教育委員会と協議していきたいとそのように考えております。

指導主事につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に、指導主事は、上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の

指導に関する事務に従事する。指導主事は、教育に関し、識見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について、教養と経験がある者でなければならないと規定されております。

平成19年度に、県の方針変更で、これまで各市に配置されておりました指導主事の配置がなくなりました。市の財政上の問題もあり、現在は、指導主事不在の状況が続いておりますが、本市のこのような状況を踏まえまして、来年度から1名の配置を考えております。

本市では、そのほか、青木議員への教育長の回答にもありましたように、昨年10月から小中学校に特別支援教育支援員2名を配置し、さらに、今年9月からは3名を増員し、計5名体制で各学校の特別支援教育の充実を図ってきております。また、早急に手を打つためにも、10月からは生徒指導支援員1名を中学校に配置し、生徒指導補助にも当たるようにいたしております。学校から校内暴力を排除し、生徒が学習に集中できるように、今後ともあらゆる対策を講じてまいりたいとそのように考えております。

次に、暴力追放問題につきまして、ご質問にお答えをいたします。

中間市は、昭和40年に「暴力追放都市宣言」を行い、暴力を追放して市民の人権と平和な文化を守り明るいまちづくりを目指していくと、そのような方針を明確にまいりました。市民が平和で安全な生活を送れることを願い、すべての暴力を排除しようと誓い合った希望あふれた宣言となっております。

ところが、市民の願いも虚しく、組織暴力団が進出し、市内に暴力団組事務所が設置されましたことは、まことに残念なことでございます。

そして、平成15年12月の本会議において、採択されました請願第5号の「暴力団事務所をなくし、暴力のない中間市を求める請願」に基づいて、市長を会長として中間市暴力追放推進協議会を設置いたしまして、第1回目の中間市暴力追放市民集会を平成16年11月に折尾警察署をはじめ、多くの市民の参加の中、暴力追放三ない運動を実践し、暴力団の存在しない「安全で安心して暮らせる活力あふれる中間市」に向け邁進しますと決議し、現在に至っているところでございます。

また、市民の防犯活動といたしまして、町内会の連合会、公民館連絡協議会、婦人会、老人クラブ連合会を中心として構成される中間市防犯協会では、折尾防犯協会連合会の支援協力のもと、日ごろからの地域防犯活動や市民の防犯意識の向上を図るための中間市防犯大会などあらゆる面の取り組みを行っております。

しかし一方では、近年も各地で警察の強力な取り締まりにもかかわらず、暴力団による事件が依然として発生しており、数々の事件は住民に対しまして不安を与え、平穏な社会生活を脅かしております。真に遺憾に堪えないところでございます。

本市におきましても、中鶴地内に暴力団組事務所が進出し、存在していることから、特に児童、青少年の影響による対策につきましては、福岡県警察と教育委員会が一体となり、

中間市非行防止推進協議会を設置し、刑法犯少年の多くを占める万引き及び自転車盗の抑止、シンナー等乱用の撲滅に重点を置いた取り組みがなされ、また、街頭ボランティア「ふるさとみまわり隊」による非行防止を重点とする街頭パトロール活動、青色パトローラーによる巡回活動などによりまして、犯罪抑止に取り組んでいるところでございます。

今後とも、警察当局及び地元関係者等、連絡を密に情報等を早く察知し、安心、安全な生活が送れるようにしていく所存でございます。そのためには、暴力団組事務所の撤去が最優先でございますが、「暴力団員による不当な行為の抑止等に関する法律」、いわゆる暴対法が暴力団員の行う暴力的行為等の規制や、対立抗争による市民生活の安全と平穩の確保を目的に制定されております。その中では、暴力団組事務所そのものが違法ではなく、取り締まりの対象になっていないため、大変苦慮いたしているところでございます。

そのような中、議員が言われるように、直方市では、平成19年5月に指定暴力団の組事務所が進出してまいりましたが、福岡県警察は事務所両隣の土地、家屋を借り上げて、監視所を設置し、市と市民は署名活動などを展開してきました。こうした取り組みが奏功し、3カ月後に撤退させております。

さらに、本年7月には、暴力団事務所や関係団体の進出を阻止し、市民生活の安全と平穩を守ることを目的といたしました「直方市暴力団等追放推進条例」が制定されております。この条例は、全国初ということで関係機関から注目を浴びているところでございます。このように、直方市では、市民、行政、警察が一体となり、強い気持ちで行動を起こしたことによるものと考えております。

本市におきましても、市民の皆さんの暴力追放意識の高揚を図り、全市的に暴力追放運動の機運を高め、直方市の暴力追放運動に学ぶところは学び、「暴力団を恐れない」「暴力団にお金を出さない」「暴力団を利用しない」の三ない運動を推奨し、中間市からあらゆる暴力とその要因をなくし、安全で住みよいまちにするため、福岡県警察や福岡県暴力追放運動推進センターなどの関係機関との連携のもと、市民と行政ががっちりスクラムを組み、議会の議員の皆さんと歩調をあわせ、粘り強く暴力追放運動を進めていく所存でございます。

○議長（井上 太一君）

原田隆博君。

○議員（7番 原田 隆博君）

それでは、教育問題について、再質問させていただきます。

指導主事の配置並びに特別支援教育支援員の増員、また生徒指導支援員の配置等、早急に早いものは10月から、また来年の4月から実施というものもありましたけど、実施されることには大変感謝いたしております。

しかし、教員の増員ということでは、先ほど市長の答弁で文部科学省の基準をクリアしている、また財政上の理由で今後の課題として教育委員会と協議していくということとし

たが、今まで具体的な対策を講じてこないがために、先ほど私が申し上げたような諸問題が起こっているのではないのでしょうか。

また、市内の数校で、福岡県から学力向上推進校という指定を受けています。以前からの教育問題の質問の答弁で、市長は、必要な施策は実施していると言っておられていますが、その対策が不十分なために、ここ数年学力低下につながっているものと思われまます。教員補充の方法は、正教員の採用が望ましいものですが、早急に是正するために非常勤講師という選択肢もあります。中間市の将来を担う子どもたちのために、すぐにでも対策を打つべきだと思いますが、再度市長のお考えをお尋ね申し上げます。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

教育問題に関しまして、具体的な施策、対応が不十分で、今のような状況を招いていると、市長はどう考えておるかというその質問でございます。

まず、指導主事につきましては、これは県自体が今までやっていたのを廃止しているわけでございますね。その先ほど言いますように、国県等々がいろんな制度を変えて市に押しつけているわけございまして、本当にこの国民のそういうふうな教育問題が必要ということであれば、県自体がこういうふうな指導主事を廃止するということはこれ自体がおかしいわけで、それに対してその市が何も手を打たない、市長は何をしているのか。私がいつも言っているように、国県等々が制度改革する中で、いろんな負担が市に押しつけてられております。それに対して市は何もしない、それはその市長の責任はどうかというその考えでございますが、まず国県等々にそういうお話を上げていただきたい、そんなふうに思っておりますし、先ほどの回答にございましたように、私どもその何ていいますかね、中間市独自の、市独自の学習サポーター制度や特別支援教育支援員、ゲストティーチャーやスクールカウンセラー等々、外部講師の活用やいろんなそういうふうな市独自の対応をしてきているわけでございます。これは、いろんな問題があるわけでございます。これが本当に単にその先生の数が少ない、そういうふうな指導主事がないということで起きた問題もそれはあるかもしれません。しかし、大きな問題といたしましては、私自身は、家庭の教育力、これが本当に落ちているなどというあたりは実感をおたしております。

何といいますかね、近所の子どもにちょっとおまえ九九を言ってみろといいますと、余り九九を言えない。私どもの時代ではふろに入ったときに、親から九九言うまで上がったらいけないとそんなふうに、やはり家庭でそういう教育問題に対して、一緒になってその子どもを向上させるというふうな気持ちがあったんでございますが、今は何もかもが、学校学校というようなことで、本当に地域の教育力というのが落ちているなどというのが実感しております。

そういうことも含めながら、しかしながらそのいろんな問題が今起きております。それ

に對しまして、先ほど申しましたように、打つべきところは手を打ちたいとそんなふうに思っております。早急に手を打たなければいけない部分は、10月からでもやってくださいというふうなその話はいたしておりますので、そういうふうな学級崩壊、また学校自体が少し荒れているなというそのことも実感しておりますので、早急に対応はさせていただきたいとそんなふうに思っております。

○議長（井上 太一君）

原田隆博君。

○議員（7番 原田 隆博君）

今の答弁で、私も先ほどの再質問のところで言ったと思いますけれども、市長が努力されているのも、教育委員会が努力されているのもわかっております。その上で、あえて学校単位の地区懇談会とか、私も中学生の親ですので、それにまた今PTAの会長という立場でいろいろな情報が入ってまいります。そしたら、地区懇談会が出る親御さんの意見の多くは、学校で今中学校で授業中に授業になっていないと、学校の中が荒れている、一部荒れている学校があると。それに対して学校は、今回でも夏休みに公民館を借りて補習をされている、そういう努力もされておりますが、根本的には正規の時間中に、授業ができて、子どもたちが理解できるようなそういう環境を整えてあげるのが一番だと思っております。地区懇で出る意見が、やはり先生の数を増やしていただければ、早急に学力低下の問題は改善できるんじゃないだろうか、親御さんの意見、希望がかなり入っていると思っておりますが、私もそう思っている親の一人でありまして切に願っております。

市長も最後に言われましたように、改善できるところはしていくという強い意志を示されましたので、それを期待しまして教育問題は終わります。

次に、暴力追放問題について、再質問いたします。

市長の暴力団追放の強い決意は大変心強く思っております。また、安全、安心なまちづくりの一環として、青色パトロール等の取り組みは評価いたしております。しかし、啓発運動だけでは、暴力団事務所を撤退させるのは不可能です。暴力団追放の断固たる意思を示し、暴力団事務所撤退のための根拠となる条例の制定と実効性ある具体的な取り組みを行うことが必要だと思っておりますが、再度市長の見解をお尋ね申し上げます。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほどの答弁にも申しましたように、学ぶべきところは学んでいきたいと。また、そういうふうな条例も私どももちょっと読ませていただきまして、対応できるところはしていきたいとそんなふうに思っております。

○議長（井上 太一君）

原田隆博君。

○議員（7番 原田 隆博君）

わかりました。市長がいつも言われている安心、安全なまちづくりのために、「元気な風がふくまちなかま」になるために、一層の努力を、私自身願ひまして、質問を終わらせていただきます。

.....

○議長（井上 太一君）

次に、古野嘉久君。

○議員（12番 古野 嘉久君）

清風会の古野嘉久です。通告に従って、一般質問をいたします。

高齢者保健福祉地域支援事業についてでございます。我が国においては、平成7年以降、予想を上回る早さで高齢化社会へと転じておりますが、本市においても、人口減少とともに高齢化率も非常に進んでおりますが、承知のように、平成17年6月に、介護保険制度の大幅な改正が行われ、介護予防にこれまで以上に重視された制度へと変わっております。その中であって、本市における高齢者の人たちが、安心、安全、そしていつまでも住み続けるように支援しなくてはなりません。

そこで、午前中の宮下議員の一般質問と重複するところもあるかとは思いますが、ここで3点ほどご質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、平成17年介護保険制度は、大幅な改革がなされ、本市において、地域包括支援センターが設立され、その運営と業務はどのように実施されておられますか、お伺いします。

2点目は、地域支援事業の方向性が検討されておると思いますが、任意事業における介護給付費の適正化事業について、どのように実施されているかをお伺いいたします。

3点目は、特定高齢者介護予防において、事業者への委託内容と予算について、お伺いしたいと思ひます。

以上、3点を第1回目の質問とさせていただきます。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

地域包括支援センターの運営と業務について、お答えをいたします。

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために、必要な援助を行うことにより、高齢者の方々が住み慣れた地域で生活ができるよう、保健師等の専門員が保健医療の向上及び福祉の増進を地域において、一体的に実施する役割を担う機関といたしまして、平成18年4月に設置されました。

本年9月現在、専門職である保健師1名、社会福祉士2名、主任介護支援専門員2名、介護支援専門員6名及び事務職員を含め、15名体制で業務を遂行しております。

センターの業務内容は、指定介護予防支援事業所としまして、介護保険にかかる予防給付の対象となる要支援認定者が、介護予防サービス等の適切な利用をすることができるよう、心身の状況や環境を勘案し、要支援認定者のケアマネジメントを実施する介護予防支援業務を行っております。

なお、この介護予防支援業務の一部は、指定介護予防支援事業者に委託することができることとなっております。

このほか、包括的支援事業といたしまして、四つの業務を行っております。まず一つ目は、特定高齢者が要介護状態となることを予防するため、対象者の意思に基づく介護予防ケアプランを作成し、介護予防事業が包括的、効率的に実施されるよう、必要な援助を行う介護予防ケアマネジメント業務でございます。

二つ目は、認知症や独居で生活が困難なケース等の相談に対しまして、専門的、継続的な支援、その実施に当たって、適切なサービス、関係機関、または制度の利用につなげる総合相談・支援業務でございます。

三つ目は、地域の住民や民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは、十分に問題が解決できないという困難な状況にある高齢者に対しまして、成年後見制度の活用、老人福祉施設等への入所、高齢者虐待への対応などの支援を行い、諸制度を活用し、高齢者の生活の維持を図る権利擁護業務でございます。

最後に、おのおの高齢者の状況や変化に応じたケアマネジメントを実現するため、介護支援専門員に対する日常的個別指導や相談、また処遇困難ケースについては、個別検討会議や事前検討会の開催、見守り訪問を通じた指導、助言を行い、介護支援専門員を後方支援する包括的・継続的ケアマネジメント業務でございます。

次に、介護給付費の適正化事業につきましては、議員もご承知のとおり、平成18年4月の新しい介護保険制度がスタートいたしました。この改正により創設されたのが地域支援事業でございます。この地域支援事業は、被保険者が要介護状態、要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行う事業でございます。全市町村が行う介護予防事業と包括支援事業がございます。

また、各市町村の判断により行われる任意事業がございます。この任意事業は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるように、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、被保険者や要介護被保険者を現に介護する者等に対しまして、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的として実施されるものでございます。

議員お尋ねの介護給付費の適正化事業は、この任意事業として行われるものでございますが、本市では、平成12年度の介護保険制度の発足当時から既に取り組んでいる事業でございます。この事業は、介護給付につきまして、真に必要な介護サービス以外の不要な

サービスが提供されていないかなど、介護給付等に要する費用の適正化のための事業でございまして、具体的には、居宅介護支援事業所から提出されましたケアプランを専門職員がチェックすることで、介護サービスの基準と照らし、利用者にとって過剰なサービスとなっていないか、逆に過少なサービスとなっていないか、また、サービスの内容が不適切な提供となっていないかなどをチェックいたしております。

このケアプランチェックの実施によりまして、不適切なものがあれば、事業者と面接をし、詳しい内容を聞いた上で、そのサービスについて必要な見直しを行っていただくよう指導いたしております。

また、昨年度、福岡県では、全市町村にこのケアプランチェックを行うよう指導があり、県が独自にケアプランチェック用のソフト開発をいたして、各市町村にそのソフトが配付されたところがございます。今後も、このソフト活用と従前からのケアプランチェックとを併用することで、事業者に対する適切な指導に努めてまいります。

次に、介護予防特定高齢者事業につきましては、現在、本市において実施しております事業は、市内8カ所のデイサービスセンターに介護予防事業としまして、運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上の各事業を委託しております。この事業は、国の基準に基づきまして、介護予防事業の参加が望ましいと判断された特定高齢者の方を対象に、デイサービスセンターに通いながら介護予防事業に参加していただき、要支援、要介護状態に陥ることを予防する目的で実施をいたしております。この事業に要する予算といたしましては、今年度デイサービス通所に係る予算と、介護予防に係る予算としまして、合計で609万円を計上いたしております。

また、特定高齢者で栄養改善事業が必要と認められた方を対象に、食の自立支援事業を委託して実施いたしております。この事業は、対象者の自宅に週3回を限度といたしまして、栄養バランスのとれた食事をお届けしております。この事業に要する今年度予算は、26万円を計上いたしております。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

古野嘉久君。

○議員（12番 古野 嘉久君）

ただいま地域包括支援センターの運営状況等の説明の中で、介護予防支援事業の一部は、指定介護予防支援事業者への委託であるとのことでございますが、その事業の実績をお伺いしたい。

○議長（井上 太一君）

伊東保健福祉部長。

○保健福祉部長（伊東 久文君）

お答えいたします。1967件でございます。

○議長（井上 太一君）

古野嘉久君。

○議員（12番 古野 嘉久君）

では、続きまして、総合相談と支援事業について、相談内容は多種多様であるが、主な相談種類とその件数について、お伺いいたします。

○保健福祉部長（伊東 久文君）

担当課長から答えさせます。

○議長（井上 太一君）

山本介護保険課長。

○介護保険課長（山本 信弘君）

お答えいたします。

相談内容としましては、家族や本人から、在宅サービスや施設利用に関する問い合わせ、認知症や独居で生活が困難なケース等の相談等の介護サービスに関する相談については、394件でございます。それから介護認定の請求申請代行については、112件、これは市の職員が代行しております。高齢者サービスや身体障害者サービス等の介護保険対象外のサービスに関する相談75件、認知症や疾病等の治療や入院施設等に関する医療サービスの相談は7件受けております。

これらについては、情報提供を行うとともに、高齢者福祉係、障害者福祉係、また医療機関と連携し、介護保険へつなげておるところでございます。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

古野嘉久君。

○議員（12番 古野 嘉久君）

では、先ほどの説明の中で、介護給付費の適正化事業で、ケアプランのチェックを行っているとのことですが、不適切な事業所に対する指導等があるかと思いますが、現在どのような、また具体的にどのようなことをしているのか、この件についてお伺いいたします。

○議長（井上 太一君）

伊東保健福祉部長。

○保健福祉部長（伊東 久文君）

お答えします。

まず、業者を呼びまして、中の説明を聞きます。それで、業者が理解してくれればいいんですけども、理解がないときには理解できるまで親切に指導するところがございます。また、不正ということがわかりましたら、返還ということで返還させてもらっております。ただ、不正といいましても、故意ではございませんで、誤った認識をされている業者が多々あるようでございます。

以上です。

○議長（井上 太一君）

古野嘉久君。

○議員（12番 古野 嘉久君）

高齢化社会への現状で、現在言われていますのは、5年10年先には、日本において年間100万人以上の方が死亡されるという時代が変わってくると言われております。本市においては、先に述べたように、高齢者の人たちが安心、安全で過ごせますよう、地域社会の実現に市民と行政との協働によりまして、保健・医療・福祉のさらなる充実を我々とともに、勉強しながら進めていきたいということの願いでございまして、一般質問を終わらせていただきます。

.....

○議長（井上 太一君）

次に、掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

公明党の掛田るみ子です。通告に従いまして、市民サービスの向上についての一般質問をさせていただきます。

本市では、平成17年に策定された中間市行財政改革大綱に基づき、自立、協働、効率という三つのキーワードをもとに、持続可能な行財政基盤の確立と市民満足度を高める成果重視型の行財政システムの構築を目指し、市民との協働による活力ある地域づくりを推進することを目的に「中間市行財政集中改革プラン」の取り組みが始まり、2年半になります。

この間、職員数の削減、給与の抑制など60項目にわたる取り組みで41億8,500万円の財政効果が生まれ、既に平成21年までの目標額33億7,020万円を超えております。また、夕張市の財政破綻を受け、昨年、国が制定した、地方財政健全化法にのっとった財政の健全化を判断する四つの指標もクリアできていると伺っております。夕張市と同じ炭鉱のまちであった本市ではありますが、市長はじめ、行政職員の皆様の地道な努力によって、持続可能な行財政基盤は確立できたものと評価しております。

その一方、市民満足度を高める成果重視型の行財政システムの構築についてはどうかと申しますと、行政経費の見直しによる行財政健全化が第一義となり、残念ながら後回しにされているように見受けられます。持続可能な財政基盤の確立は、行政を預かるものの当然の義務であり、市民にとって当たり前のことでもあります。むしろ、市民にとっての関心は、市民満足度を高める成果重視型の行財政システムの構築の方ではないでしょうか。ゆえに、効率的な行財政システムの構築により、市民満足度をどのように高めていくかが、これからの本市の行財政改革において、重要課題になるものと思われまます。このような趣旨から、市民サービスの向上についての質問を取り上げさせていただきました。

前置きが長くなりましたが、ここで本題に入らせていただきます。

市民が日々の生活の中で、自治体とのつながりを意識するのは、証明書の発行、各種の相談、問い合わせといった一般的な行政サービスを通してであります。したがって、窓口を通して行われる日常的なサービスの満足度が、住民の自治体に対する評価の大部分を占めることとなります。ですから、窓口サービスの改善こそが、市民満足度を高める取り組みとして最も効果的な方法であるといえるのではないのでしょうか。

このような観点から、市民サービスの向上を図り、市民満足度を高めるため、窓口業務の一元化を図り、一つの窓口で複数の手続が可能となる総合窓口を設置する自治体が増えています。

また、庁舎内で、市民が迷うことがないように、住民目線に立った案内表示の見直しや、案内係としてフロアマネージャーの配置をすることで、市民サービス向上に努めている自治体も多数あります。県内では、大野城市役所が検討開始から2年を経て、昨年4月、ワンストップ化による総合窓口の開設を果たしております。

次に、市民の行政への満足度を高めるもう一つの方策として提案したいのは、市民のための総合相談窓口の設置であります。これは、市の業務全般に関する意見等を総合的に受け付け、市民が抱える問題の解決に当たるための窓口のことです。総合相談窓口を設けている自治体の中には、相談内容をデータベース化し、個人が特定できないように編集してからホームページに掲載し、市民Q&Aとして公開している自治体もありました。総合相談窓口の設置は、市民から喜ばれるだけでなく、市役所は市民のためにあるという原点に立ち返り、役所の機能は縦割りでも、市民目線で横断的な思考と判断ができる職員の育成につながり、職員の資質向上に貢献できるものではないのでしょうか。

それから、市民満足度を高める成果重視型の行財政システムの構築を図るため、（仮称）市民サービス向上委員会の設置をしてはいかがでしょうか。できれば、次の中間市役所を担う係長クラスの若手職員が中心メンバーとなり、市民に喜んでもらえる市役所への改革を進めていただきたい。そして、どこの自治体よりも優れた行政マンのプロに成長し、他の自治体のモデルになるような中間市役所の構築をお願いしたいと思っております。

ちなみに、市民にとって、利便性の高い窓口を構築するため、行政サービスのあり方を根本的に問いただすことは、単にサービスの質の向上だけでなく、全般的な事務事業の見直しにつながり、最終的には、自治体の組織構造や経営体制の改革に結びつくようであります。

そして、一般的な市役所へのイメージ、「敷居が高い」「どこの窓口に相談したらいいかわからない」「気がねして聞きたいことが聞けない」「たらい回しにされる」、このようなマイナス評価を「市役所に行けば何とかなる」とのプラスイメージに変え、市民との信頼関係のより一層の向上に努めることこそが、市民と行政による協働のまちづくりという本市が目指している行財政改革の目的達成への一番の近道と信じるものです。

さて、もうすぐ「敬老の日」がやってまいります。本市の高齢化率は27.6%と、市民の3人の1人は65歳以上という時代が迫りつつあります。

このような高齢化の進展に伴い、より優しく親切でわかりやすい行政サービスが求められています。改めて市民サービスの向上の観点から、本市における総合窓口の設置、フロアマネージャーの配置、庁舎案内表示の改善、総合市民相談窓口の開設、(仮称)市民サービス向上委員会の設置、以上5点について、市長の見解をお伺いします。ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長(井上 太一君)

松下市長。

○市長(松下 俊男君)

市民サービスの向上について、お答えを申し上げます。

まず、総合窓口の設置につきましては、本市に転入された方の例を挙げますと、まず、市民課の窓口で転入手続を行った後に、転入の際の家族構成や年齢等により、当初必要とする手続は、保険、医療、福祉、教育、衛生、上下水道関連等十数課に及びます。

現在、市では、リレー方式により、職員が手続に来られた市民の方を次の部署へ案内したり、可能な限り、関係職員が出向いて説明を行うなど、きめ細かな住民サービスを提供できるよう努めておりますが、高齢化が進行する中で、議員ご指摘のように、市民の方にとって、より親切でわかりやすい窓口サービスのあり方につきまして、今後先進地などの視察を行い、改善に向けた取り組みを進めてまいりたいとそのように考えております。

次に、フロアマネージャーの配置につきましては、本市の案内業務は、電話交換業務と兼務しており、1階正面玄関入り口に臨時職員4名を配置して対応しております。電話交換業務は、電話交換室に常時2名を配置し、ほかの2名は案内系の業務に従事し、随時交代しながら業務を行っております。

案内業務は、カウンターでの接客、案内に限定することなく、市民課前フロアの記載台付近において移動案内を行ったり、さらに各課の場所の教示に対しまして、わかりにくい課につきましては、同行案内をすることといたしております。

議員ご質問のフロアマネージャーの配置につきましては、現在、案内業務の従事者がその役割を担っているところでございますが、専門的な知識、経験を有するフロアマネージャーではございません。専門性のあるフロアマネージャーの配置となりますと、相応の人員費を要しますが、行政知識に精通しております再任用職員や、また職員OB等を配置することによりまして、コストを抑えながら、より充実した市民サービスを提供できるフロアマネジメントの構築に向けまして、検討してまいりたいとそのように考えております。

次に、庁舎の案内や窓口などの表示の改善につきましては、現在の庁舎の案内や窓口などの表示につきましては、全庁の案内表示にありましては、本館1階正面玄関奥と、本館と別館とをつなぐ渡り廊下、及び別館1階入り口に設置をし、全庁的案内板に当たりまし

ては、エレベーターの各入り口とエレベーター内部に設置をいたしております。さらに、各階の階段の踊り場には、各階別の案内板を設置をいたしております。

また、窓口の表示につきましては、各課の接客カウンターの上部に、それぞれの課名の掲示板を吊り下げて表示いたしております。このようにいろいろな方法で表示しておりますが、表示板の位置や大きさ、方向性などそれぞれ一長一短があることもまた認識をいたしております。いずれにいたしましても、限られた場所で限られた方法で対処しなければならず、総合案内表示の位置の変更や多面的表示など可能性についても今後検討してまいりたいと考えております。

次に、総合市民相談窓口の設置につきましては、市の業務全般に関する意見、悩み、苦情等を総合的に受け付け、市民が抱える問題の解決に当たる窓口と考えられます。現在、本市におきましても、行政相談、また心配ごと相談、消費者相談、家庭児童相談、少年相談などさまざまな相談を、専門知識を持った相談員が受けており、特に、家庭児童相談と教育相談など、密接な因果関係がある相談窓口につきましては、既に教育委員会や学校など関係部署とともに情報を共有しながら問題の解決に当たっております。

また、来庁、また電話等での市民からの問い合わせに対しましては、案内係職員が、関係各課の担当者に連絡をとり、案内する等迅速な対応をいたしており、他の機関が所管する案件につきましては、適切な窓口をご紹介いたしております。今後、各種相談業務の一元化や、さまざまな相談にも対応できる幅広い知識を有した職員の配置、育成など、有効な手立てを検討し、さらなる改善に向けて取り組んでまいりたいとそのように考えております。

次に、（仮称）市民サービス向上委員会の設置につきましては、近年、日々変化する社会経済情勢の中で、市民の意識やニーズの多様化が進み、職員の意識改革が必要となっております。これまで市民サービスの向上を図るため、税や福祉など一部業務の夜間窓口延長や、確定申告時における出張窓口の設置などを行っており、また、市内への転入者に対しましては、行政情報を網羅した「暮らしの便利帳」をお配りしております。さらに、よりよいサービスを提供するため、市民の立場に立った接遇対応を心がけるよう、職員全員が取り組んでいるところでございます。

現在、ますます増大している行政需要と職員数の削減の中、市民サービスを低下させることなく、同時に行財政改革を進めていくため、職員一丸となって取り組んでおります。今後は、窓口サービスの改善も含め、市民サービス向上委員会を設置し、サービス向上に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えておりますし、行政は市民の幸せのためにあるということを再度認識をいたしまして、サービス向上に努めてまいりたいとそのように考えております。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

再質問をさせていただきます。

まずは、前向きなご答弁をいただきましたこととお礼申し上げます。市長は、就任なされて3年目になりますが、この間さまざまな相談ごとを受けてこられたことと存じますが、その際、どのような対処をなさってこられたか、お伺いいたします。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほど午前中にも申し上げましたように、私は校区ごとの地区懇談会等々毎年開かせていただいております。その中で、市民の方が本当にこういうことを望んでいる、こういうことで悩んでいるということは直にお聞きいたしまして、また関係担当職員等々も連れて行っております。そういうことで、その担当職員も含めて、そういうふうな問題解決に鋭意当たっているところでございます。

それと、先月でございますか、広報の中で市長への手紙ということで配付いたしております。いろんなご意見、今いただいている最中でございます。それに対しましても、個々回答の要る方に対しまして、丁寧な回答を今やっているところでございます。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

ありがとうございます。市長が、市民から相談を受けた場合は、職員さんを市長の権限で派遣させたり、もしくは市長室においでになられた場合は、職員が出向いて行って、その方にご説明をしたりという形になるのではないかとというふうに思っております。しかし、市民の場合は、それがなかなかできないという現状がありますので、先ほど前向きにとらえていただきましたが、やはり総合相談窓口というのが必要ではないかと思っております。

私も、これまでさまざまな市民相談に対処してきましたが、心がけていることは、まずじっくり話を聞くこと、次に現場に足を運ぶこと、そしてできるだけ相談者とともに行動するように努力してきたつもりです。相談者が高齢者の場合、一緒に窓口を回ることが不自由なときも多々ありました。耳が遠く聞きづらかったりして、職員の話の理解力が乏しい場合などは、あとから私が説明をしなければならぬこともありました。わからなかったら聞き返したらいいのにとおもいますが、皆さん、口をそろえて言うのが、職員さんが忙しいのに何度も聞き返したら申しわけないという言葉でした。このような経験から、やはりワンストップサービスの必要性を感じておりました。

インターネット等で先進事例を調べていたところ、驚いたことが2点ありました。何らかの形で総合窓口を設置している自治体が、私が想像していたよりも数が多いということでもあります。

ここに資料を持っていますが、済みませんちょっと資料が見当たらないんですけれども。済みません。民間機関が全市町村に対して出したアンケートだったんですけれども、回答率が48%でした。そのうちの何らかの形で総合窓口を設置しているというのが33%ありました。こういった実態がわかったときに、やっぱり本市はちょっと遅れているのではないかなというふうに思いました。

あともう一つが、行財政改革の一環の中で、市民サービスの向上に取り組んでいるという自治体があるということでした。それを見たときに、本市の行財政改革が財政改革に偏り過ぎているのではないかというふうに思いました。

先ほど、私が先進事例として紹介しました大野城市役所の方には、市長は足を運ばれたことがございますか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

それを目的に行ったことはございません。

○議長（井上 太一君）

掛田るみ子さん。

○議員（9番 掛田るみ子君）

フロアはかなりきれいになっていたと思いますけれども、大野城市役所は、3,500万円をかけてフロアを改築したそうであります。委託した民間業者が、職員とともに窓口立つ官民連携方式をとることによって、約6,000万円の人件費の削減を図ったと伺っております。ですから、財政改革をしながら、市民サービスを向上させていくことは可能なのだというふうにこの事例を見たときに思いました。

行革の中にあります市民満足度という言葉は、民間企業における顧客満足度という概念を行政に当てはめた言葉だそうですが、これまで役所と役人とかは、住民の上にあって住民を管理するといったイメージがありました。時代とともにそのような考えは大きく変わり、市役所は、市民最大のサービス産業と公言する首長もいらっしゃいます。昨今、当たり前のように言われる地方の時代とは、市民一人一人にあわせた顧客満足度が要求される時代であり、市役所受難の時代といえるかもしれません。行政職員にあっては、今までと違う苦労の連続かもしれませんが、市民の声に真摯に耳を傾け、一緒に考え問題解決に至ったときに、市民から受ける感謝の言葉こそが行政職員の勲章ではないかと思っております。

最後になりますが、市長におかれましては、自分の手で行財政改革を断行したいとの強い思いで市長に就任されたことと認識しております。これまでの市長の答弁は、持続可能な財政基盤の確立ができた今、次のステップとして、市民サービスの向上のための攻めの行財政改革を断行していくとの市長のご決意であると受けとめてよろしいでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

そのとおりでございます。

○議員（9番 掛田るみ子君）

ありがとうございます。期待しております。

以上で、私の一般質問を終わります。

.....

○議長（井上 太一君）

最後に、中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

ほほえみ会派の中家多恵子でございます。質問通告に基づいて、職員厚生会事業について、一般質問をいたします。

私は、これまで職員厚生事業は、納税者である市民の理解が得られなければならないという考えのもとでただしてまいりました。また、平成18年8月31日に、総務省総務事務次官から地方公共団体における、行政改革のさらなる推進のための指針の策定について通知が来ています。それによると、福利厚生事業については、点検、見直しを行い、適正に事業を実施するとともに、事業の実施状況を公表すること、これらの取り組みを通じ、住民の理解が得られるものとなるよう、職員互助会への補助についても見直しを行うことと指針では示されております。

さて、平成18年12月議会の私の一般質問、公金支出による公務員福利厚生事業の見直しと、中間市などが加入している職員互助会、福岡県市町村福祉協会問題を市長にただしました折、市長は、福利厚生事業の見直しについての質問に、次の内容の答弁がありました。もし協会の事業内容において、今後見直しが必要な場合は、厚生会員の1人として機会あるごとにその改善を求めてまいる所存であります。いずれにいたしましても、職員の福利厚生事業の実施につきましても、市民の理解の得られるような点検見直しを行い、適正な事業実施を進めてまいりたいとそのように考えておりますと答弁されておられます。

さらに、昨年3月議会での答弁でも、あらゆる機会をとらえて事業内容を精査し、適正な事業執行に努めてまいる所存とお答えをいただきました。

一方、昨年の春にも、市民580人が職員厚生会に関する住民監査請求を行いました。監査委員は監査の結果、別記で「職員厚生会が行っている各事業等をすべて点検精査し、職員厚生会に働きかけるよう中間市長に願うものである」と記してありますが、今日に至るまで進捗状況が私には伝わってきません。松下市長の見解を求めて、1回目の質問を終わります。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

職員厚生会事業についてお答えを申し上げます。

これまで、中家議員からこの件に関する質問を幾度かお受けをし、その都度、この厚生事業の意義や市としての基本的考え方について述べてまいりました。繰り返しになりますが、厚生事業は、地方公共団体は職員の保健、元気回復、その他に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならないとする地方公務員法第42条の規定に基づく事業で、福祉国家におきまして、労働者の福祉を充実させることが重要な政策課題となっている今日において、地方公共団体におきましても、職員管理上の重点事項の一つとして、職員に対する厚生制度の充実を図るために実施する事業として位置づけられ、またその一方で、事業実施に当たりましては、民間との均衡、財政負担等を考慮しつつ、住民の理解が得られる事業であることが大原則であるとの基本的理念につきましても、これまで答弁させていただきましてもおりにございます。これは、いささかも変わるものではございません。

ご指摘のとおり、平成19年4月24日付で提出されました住民監査請求の却下通知の別記に、「厚生会が実施している各事業を一度すべて点検、精査をし、なお一層市民の理解が得られ、時代に適合した充足感ある制度にしていくことを願う」との監査委員からの意見が付されておりましたが、その後、平成20年2月4日に、その経過及び結果を同委員から求められ、職場対抗球技大会の開催を「2回」から「1回」に減じ、約100万円の支出抑制を図ったこと、一般会計繰越金2,662万円のうち、2,000万円を定期預金として管理し、財政運営の安定化を図ったこと、福祉協会が実施する退職者の医療援助制度において、その補助率を「4割」から「3割」に減額、削減するとともに、同協会に対しまして、さらなる事業の見直しを要望したことなど回答をいたしたところでございます。

本市におきましては、去る8月26日、厚生会評議会を開催いたしまして、昨年度実施しました事業の報告と、平成20年度事業及び予算の承認を受けたばかりであります、平成19年度実施事業の主なものをご説明申し上げますと、会員の慶弔に対する給付事業、生活資金貸付事業、市役所対抗競技大会をはじめとした文化及びスポーツ部の活動助成、先ほどお話いたしました職場対抗ボウリング大会の開催、及び退職者を祝う集いの開催等でございます。

また、この事業実施に伴う収支の状況といたしましては、事務局の運営費であります庶務会計部費に472万円、文化及びスポーツ部の活動費でございます保健体育・教養文化部費といたしまして600万円、福祉協会負担金といたしまして1,523万円、職場対抗ボウリング大会の運営費となります福利厚生部費に95万円、退職者送別会費といたしまして79万円、合計2,769万円を支出し、これに対して、歳入は主に会費と負担金

及び手数料等である雑収入で構成され、会費及び負担金の合計額は2,160万円、保険手数料をはじめといたしました雑収入は282万円、これらに前年度からの繰越金2,662万円を加算しますと、収入合計は5,104万円となっております。

一見良好な財政状況にも見えますが、昨年度雑入処理をいたしました2,278万円のシニアプランの繰入金がないものと仮定いたしますと、実質の繰越金額は57万円ほどしかなく、予備費も組めないかなり硬直した財政状況となっているのが、実情でございます。

事業内容の精査と適正な事業執行につきましては、従来からお約束したとおり、実行しているところでございますが、今申し上げましたとおり、支出額のうち約72%が義務的経費であり、見直しを加える余地が少なくなってきたのも事実でございます。

一方、福祉協会の事業見直しにつきましては、平成18年度から、特に退職者の会に関する事業の見直しが図られております。まず退職者の会に対する拠出金は、職員掛金である1000分の3.5のうち、1000分の1.5を充当し、負担金からの拠出は一切しないこと、福祉援助金を縮小廃止すること、医療援助金は24年度から3割に引き下げること、会費の引き上げと給付金額の削減を実施し、できる限り自立運営が可能な財政環境を構築すること等を決定しております。

福祉協会に対しましては、一会員としての発言権しかございませんが、今後とも機会あるごとに適正な事業実施とその見直しを求めてまいりたいと考えているところでございます。

ご承知のとおり、本市の財政事情は大変厳しい状況が続いており、これまで行政改革の取り組みにより、職員の人件費の見直しや退職不補充等による職員数の削減等を着実に実施してまいりました。

逼迫した財政事情の中で、公務の効率を上げ、少ない人数で多様化する行政ニーズに対応することは当然のことではございますが、そのことを実現するためには、職員自身の職務に取り組もうとする意欲をいかに喚起し、維持するかが大きな鍵となっております。

厚生会が行う事業は、そういった職員のモチベーションを奮い起こすための重要なツールになるとそのように考えておりますことから、今後の厚生会事業につきましては、冒頭に申し上げましたとおり、住民の理解が得られる事業かどうかの視点に立って、事業内容の精査、点検を不断に行いながら、限られた予算ではありますが、事業の充実に努めてまいっている所存でございます。

以上でございます。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

この福利厚生事業について、公表するよにということですが、中間市は、何ら公表もされていないが、これはどういうことですか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

ちょっと担当課の方から、公表しているかどうか、回答させます。

○議長（井上 太一君）

白尾総務課長。

○総務課長（白尾 啓介君）

現在のところ、公表いたしておりません。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

総務省の通達の中には、理解の得られるように点検見直し、福利厚生については、公表ということになっていますね。そして、福利厚生事業の状況について、19年の12月26日、総務省の自治行政局公務員部福利課が出し、そしてまた、統計をとって見直し状況等について、福岡県内全国をこう一覧全部見られるようになっているわけですが、残念ながら中間市は、その見直し、18年と19年にもしていないということですし、公表のところにも、例えば公表に行くならば、統一したものは公表の有無でホームページ、広報誌、公報、個別事業内容、個別事業実施件数、個別事業実績額、互助会名、互助会会員数、互助会公費補助等総額、互助会公費補助率というこういう形で、各県のまとめ、そして各自治体のまとめ、各市町村のまとめが公表状況として出ているわけですが、中間は今のとおりされていないということですよ。これを早急にされる予定、まずは議会の議員に、市民の代表としての議員に、こうした予決算書を配付する、そこからでも今日、あすにやっていただきたい。お願いします。

芦屋町は、この福岡県市町村福祉協会にも入っていない単独でやっているところですが、ここでの公表状況はそれなりに評価できるものを出しているという丸印でありますよね。とりわけ福岡県というのは、職員1人当たりに対する公費負担率がとっても高い県なんですよね。そして、個別の事業もすごく多いわけです。こう全国を見たときに、公表率も悪いのがまた福岡県なんです。私は中間だけを指摘しているわけではありませんけれども、やっているところがわずかというところに問題がある。

これは、どこかの新聞が書いていましたけれども、市民を代表する議会にもしっかりしてほしいということが、一昨年ほど、その前だったですか、新聞の紙上で述べられていたのを私は目にしておりますが、県外の新聞です。それをまずやっていただきたい。

今、予備費も組めない、予備費も50万円程度というふうに今おっしゃられましたけれども、上部団体であります福岡県市町村福祉協会に中間市は入っている団体ですよ。直方市や芦屋町は入っていないわけです。ここでやっている事業というのは、既にご存じの

ように、ここに私たちの負担金、公金が1000分の3.5、そして掛金、職員の掛金が1000分の3.5、1000分の7でここが事業を行っておりますが、この事業内容を見たときに、職員の皆さんはどう思われますでしょうか。結婚祝金、あるいは再婚、さらには退職記念品料、そして入学祝金、小学校、中学校、高校、銀婚の祝金、勤続祝金、10年・20年・30年、還暦・長寿祝金等々があるわけですよ。これを見たときに、一般市民がどう感じるのかですね。やっぱり私はこの制度を全国的に見たときに、こうした制度をしている県というのは、福岡県と長野県が多いですかね。

福岡県市町村福祉協会というところには、大変な問題があります。18年のときに私が各新聞社と記者会見したときに、退職者が医療費を1円も負担しないで退職者の医療費を負担しているという、掛金と負担金——負担金というのは税金ですよ。それが毎年2億円を超していると。そして厚生事業の4割を超していると。そういうことを数字をお示しして記者会見して各新聞で報道されたことがあります。

そして、今も市長は、この福祉協会についても改められたと言っておられますが、若干、平成19年度で退職者会員から年額3,000円ですよ。19年。3,000円の負担金をしていただいて、この医療費を見たもの、医療費というのは、何と2億円を超しているんですよ。7,500人ほどの退職会員が3,000円納めて幾らになりますか。

そして、私の質問に対しても、19年度からは公金については、この医療費に対して負担はさせませんとそういうことを答弁もされました。そしてまた、この福岡県市町村福祉協会におきましても、事業概要として医療福祉事業会計、これはいわゆる退職者の医療ですね、援助金として、掛金、退職会員負担金を主たる財源として、当局からの負担金は一切財源には組み込みませんとそういうふうの方針を出され、そして私の質問にもお答えになりました。

しかし、この実は、そして私たちの公金にその掛金の割合をどのようにして、福祉協会は分けられたかと言えば、1000分の3.5が職員の掛金、1000分の3.5が負担金ですよと、私たちの税金。1000分の7。そして、一般会計、いわゆる厚生事業については、掛金は1000分の2、そして負担金は1000分の2.5ですよと、そして、医療福祉会計に掛金で1.5をみますよ。そして、こちらの負担金は、医療会計、福祉会計では見てもらわないんですよというふうに言い切っていますよ。そして、管理業務会計は、負担金で1%見ていただく。このことによって、3.5、3.5の数字は出てきているわけですよ。

しかし、この管理業務会計たるや、福岡県市町村福祉協会のすべてをこの管理業務、その職員のお給料ですね、そういうものを福利厚生、そういうものもこの管理業務費で負担金でもって見てもらうという方針なんですよ。

そして、以前、こういう制度が分けないときには、退職者の会もあるわけですから、退職者独自の福利厚生は別会計で、そこでの人件費はそこで見ていたものを全部管理業務で

見ていただくというこういうことをやって、そして19年度始まったこの3,000円の負担でもって始まった医療福祉援助金、これが実績がここに出っていますが、医療福祉事業会計という形で退職者の医療費が扱われるようになりました。何と掛金収入、これ掛金収入として職員の方の掛金、決算1億619万9,811円、退職会員の負担金は2,274万9,000円ですよ。そしたらね、この医療福祉援助金としては2億396万1,300円実質要っているわけです。だから、収入、これにあれが足りないわけですよ。収入は1億289万4,000円ですか。ですから7,500万円足りない。7,500万円足りないお金をどこから持って来ているかといえば、財政調整基金から6億円収入の部で入れているわけです。財政調整基金というのは、退職者が入れているお金じゃないわけですよ。退職者というのは、現職の職員のとときにいろんな福祉——今申しましたような厚生事業を受けて退職していつているわけですよ。その方たちに、財政調整基金繰り入れをこの医療福祉事業会計の中に入れてきて、6億円入れてきてこの会計を立ち上げている。19年度だけでも7,500万円足りていないわけですよ。こういう退職者に医療費の補助をする互助会、こういう団体がどこにあるでしょうか。

この三、四年前に、大阪の福利厚生、ヤミ退職金に端を発して、大問題に公務員に対する厚遇問題が火の手を上げました。中間市でもヤミ退職金を福岡県9市11町ですか、その中にかたつた。私がもう何度もその話はしますけれども、それが廃止になった。先ほど申しますように、厚生会事業にお金が足りないとか、甘えたことを言わないでください。市民の目線で見たい。市民の皆さんは、スポーツを観戦したり、スポーツをしたり、旅行に行ったり、そういうことができる方、できない方が多いんじゃないですか。中間市の財政状況、収入状況、何度か話しましたが、中間市民の平均年収は、納税者で三百二、三十万円ですか、そういうことを当局も答弁をいただいております。

私は、本当に精査するんだったら一つ一つを精査し、市民はどういう暮らしをしているのか、特別会計で積み立てておった2,000万円も、30年勤務の方に5万円のクーポン券に変わっていった。これも住民監査請求したら却下されたわけですよ。このことについて議会ですと、本当にその30年の勤続された方が、本当に明日からまた頑張ろう、30年の休暇もいただいた、そしてこのクーポン券を、クーポン券5万円を使ってストレスも解消してまた頑張っていこうと、そういう気概を持たれるそういうものに使っていただきたい。そう思って私はこの2,000万円貯めてたクーポン券、どういう形で職員の方は処理していますか。

神戸の方では、換金したりして問題になって、返還せんといけない自治体も出てきたわけですよ。しかし、中間の場合は、当時答弁された方は、職員の方を信頼していると、目的に沿ったものに使われているだろうということですが、今日までにもう既にこの2,000万円の積み立てたお金が、30年勤続の方に204人から支給されましたよね。この中にも30年勤続の方がいらっしゃるかもわかりません。15年度には120人に

増やしておりますよね。もうこの制度を廃止して。私からすれば、市民からすれば、この中に市民の税金が半分入っているわけですから、2,000万円のお金を少なくとも今財政が厳しいと言われる中間市の方に、そして有効に使ってもらおうというそういうことができなかつたものかどうかですよ。

その中間市の福利厚生会を運営しているところは、一部の職員がしているわけではないんでしょう。副市長が会長をつかさどっているはずですよ。副市長は、今年から、今年の4月過ぎでしょうか、そこからお仕事に着かれましたよね。ですから、ぜひこれについて、早急に精査していただきたい。この中間市の職員厚生会は、職員の厚生事業をするための職員の組織ということは十分わかっていますし、厚生会の会長は、歴代中間市の助役、今副市長ですよ。

私は、昨年も一昨年も質問した中で、県に帰られた山崎副市長は、天罰は下らないということはこの本会議で答弁されていまして。私は一生忘れることはできません。天罰は下らない。私は、福祉のあり方をただしていただきたい、そういう思い、午前中からの質問を聞いておりましたが、1人の先生がいらっしゃれば、子どもたちの教育環境を変えてあげることができる、何とかできないでしょうかと言われておりますよね。

そしてまた、介護保険、高齢者の医療費の問題でもありましたが、この医療費につきましても、例えば中間は、退職者の会員が今日、8月28日現在で288名と言われておりますが、18年度1円の負担もなしに、退職者が会員に入って医療費の補助を受けた方が792万4,700円なんです。792万4,700円。全国のどこに退職者の医療費を見るような互助会、上部団体がありますか。福岡県市町村福祉協会のほかにあれば、教えていただきたい。

現役の職員に対する医療費の補助、家族に対する医療費の補助をしてても、廃止をした他県、他市町村、そうした中で、退職者の医療費をなぜ見ないといけないですか。19年度に3,000円の負担をした、福祉協会は改革をしまして、そうおっしゃるけれども、3,000円の負担でもって、288名、約270名の方が医療費にかかったとして計算していったときに、幾らのお金が入っておりますか。2億円からで、全県で2,300万円しか入っていないと、2億円からのお金を現役の方、そして間接的でもない、負担金、税金ですよ。そうした福岡県市町村福祉協会を改めることができるのは、傍観しておってはだめですよ。ここ福岡市町村福祉協会を構成しているメンバーは、まず理事長が今日、飯塚市の市長、そしてまた労働組合の副委員長ですか、そして理事者側というのは執行部側ですよ。それともって職員側でもって構成しているわけですよ。だれも第三者が入っていない組織なんです、福岡県市町村福祉協会。

そのことを既にご存じの方、全然知らなくて、退職していく方、退職者全員が退職者の会員に入るわけではない。直方市の方が退職したって退職医療費の恩恵は受けられないわけですよ、住民や現役の掛金の方から。どこかで断ち切らなければならない、財政調整基

金まで崩して、退職者の医療費を見ていこうとしている。残念ながらこのことをつぶさに知っている方はごくわずかじゃないかと思えますけれども。

今年19年度、先ほど申しましたけれども、中間市で退職者の医療費の申請していただいた方の金額は、793万5,700円、18年度は792万4,700円ですよね。民間がいらっしゃるわけじゃない。自らの自治体職員として、やはりこの問題にメスを入れていただきたい。そうしたことこそ、初めて市民が行政と一緒に改革していこうという気持ちになる。それはだれでも選挙に選ばれてきた人間は、いやことを言えばどうなるだろうかという不安があるかもしれない。しかし、私はそうではありません。市民の目線で見てもどうかということを考えていただきたい。後期高齢者が始まる、大変なことになっている、この制度を廃止してほしい、大問題が起きている中で、ぬくぬくと退職者が1円の負担もしないで退職者の医療費を申請すれば、掛金の4割とか返ってくる。そしてそれをちょっと手直しして、カモフラージュして、平成20年度からは年額5,000円の負担にしてもらいます。23年度以降は年額6,000円。6,000円負担したって、福祉協会が言われる掛金と退職者で医療費の面倒は見られないと思えますよ。

私が、驚いたのは、管理業務を負担金、公金で見てもらいますということになっていすけれども、この職員の給料というのは、18年度までと福利厚生費も1,000万円近く上がってきたわけです。それは退職者の会、独自でやっている事業の職員の人件費をここに持ってきている。それはここの何年間の中に書いているわけですよね。だから、退職者の会と現役の方たちの福利厚生とちゃんぽんにしてもらって、人件費を出してもらってはどうかと思えますよ。

今日は、私、答弁というよりか、今の現状について発言させていただきましたけれども、新しい副市長がおられます。どうかそこはきちっと仕事をしていただきたいと思うわけです。やはりこの中間市の職員厚生会の構成メンバーも歴代、顧問は市長、そして組合の委員長、会長は助役（現在副市長）、副会長は総務部長、課長、課長補佐、そして組合の副委員長、そしてあと職場からの職員や、そしてまた、ほかにも部長とか課長とか管理職の方でもって厚生会のメンバーになっておるわけですよね。この福利厚生之恩恵を受けるのは、正規の職員だけで、嘱託職員や臨時の方にはないわけなんですよ。そうすれば、なおのこと透明でないといけないし、公正でないといけないんですよ。市民からお預かりした税金をどのように使うか。一昔も二昔前とは違うわけなんですよ、時代は変わっているわけなんですよ。職員の皆さん。なおのこと、身内でもって物事を決めるならば、一点の曇りもないような施策をやっていただきたいと思うわけです。

一般市民が見たときに、聞いたときに、銀婚式とか子どもの入学祝金とか出産祝金、こういうものというのは、会員同士での互助でもってやるべきではないでしょうか。こうして職員の方も、いろんな自治体で職員の削減、そして仕事の激務等々でストレスを抱えてお休みになっている方が増えております。そうした人、そして本当に職員の健康を守るた

めにはどういうようにしたらいいのか、本当に働きやすい職場をつくるために福利厚生費用はどんなふうにしたらいいのか。もうこの事業実績を見たらもう私が平成13年度から持っているけれども、全くといってほどこの地元でする事業も変わってなければ、県の福祉協会の事業も変わっていない。ボウリングでも18年度実績でいくなれば、291人が参加して200万円使っていらっしゃるわけですね。たとえ福利厚生ですからそういうふうに計画しましたといっても、市民のお金が半分入っているわけです。そうしたときに、市民はどういうお考えをお持ちですかね。当たり前と考えるもたら困るわけなんです。そういうことですが。福岡県の市町村福祉協会のほかに、退職者の医療費をこのように見ている団体があれば教えていただきたいし、それから公表についても積極的にやっていただきたい。

それから、人間ドックの助成に中間市はやっていないというところで、実施状況で丸をしておられましたけれども、この予算書によると、福利厚生のところとは別立てで、中間市は1,000万円以上、福利厚生事業のところに入れている自治体がほとんどなんですよ、人間ドックの助成なんてなると。中間の場合は、まさに別立てで職員健康診断共済組合委託料は345万円入っている。これは当然です。しかし、職員健康診断委託料1,082万5,000円あります。このことについて、私はそれを否定するものではありませんけれども、そこらあたりのきちとしたものもしていただけたらなと思いますが、こういう何ですか、実施状況の中で、人間ドックについては実施していないというか、助成を、人間ドックに近いものじゃないかと思いますが、市立病院でされているのはいかがでしょうか。これを否定するものでもありませんから、悪くはとらないでください。そういうことです。

精査とか、私、今一方的に指摘させていただきましたけれども、本当に住民の理解の得られるような厚生事業として考え直していただきたいと思うし、またあるところでは、高知県でしたか、退職者の祝う会に40万円公費を出したということで、そのやはり退職者を祝う会ですから、食糧費がどうしても要るわけですね。そういうことで、監査委員の結果としても指摘があったようにあるし、住民監査請求されたのを見ておりますが、やはり退職者を祝う会に退職者自身は数名しか出ないで、お祝いする側の方が何十名も出ているというそういうのがずっと毎年続いていると、本当に退職者を祝う会自身がどうかというふうに思って、その中に公費とあれが入っているわけですから、福利厚生の中にですね、中間市の食糧費は、一般会計の中では、19年度ですか、18年度は88万円くらいで本当近隣の市町村に比べてとっても少なく、皆さん努力していただいておりますが、退職者を祝う会というのはやはり飲食を伴うんじゃないかと思いますが、そういうものと比較したときにいかがかなというふうに思うし、退職会を祝う会というのは、やはり自費でもって皆さんがお祝いしてあげるというのが本当ではないかと私からは思いますが、いかがなものでしょうか。

市長、最後に、やはり精査しないといけないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

また、ご指摘のように、議員いろいろ働かれまして、随分改善された分はあろうかとそんなふうに思っておりますけれども、また改善できるところは、またやっていきたいとそんなふうに思っております。

○議長（井上 太一君）

これにて一般質問を終結いたします。

この際10分間休憩いたします。

午後3時04分休憩

.....
午後3時13分再開

○議長（井上 太一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

----- . ----- . -----
日程第2. 承認第 9号

日程第3. 承認第10号

○議長（井上 太一君）

これより日程第2、承認第9号及び日程第3、承認第10号の専決処分2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

専決処分、承認第10号について若干質問させていただきます。

事件の内容及び請求の趣旨の中で、「同土地に本市の承認がなく建設されている建物の収去」というふうにあります。収去及び土地の明け渡し」てありますが、ここに不法建築された建物と思いますが、いつから建設されていたのか。それから、この面積は幾らなのか、まず教えていただきたいと思ひます。

○議長（井上 太一君）

増田土木管理課長。

○土木管理課長（増田令次郎君）

お答えいたします。

建物の不法建築につきましては、一応不明でございます。賃貸借契約いたしました以後に建てられたものと思ひます。

それから、建物の面積でございますが、1階が30平米、2階が24平米、計54平米

の木造の建物でございます。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

建築時期についてはわからないということで54平米ということですが、1階、2階を合わせてですね。そこでお尋ねしますが、これは、建物としては不法建築といえども、かつて私が前の寿町、岩瀬ですね、岩瀬町において、長年にわたって市有地に、市の指名業者の建設会社が建築物を建てていたということについて、議会で指摘し、その土地の買収と、それから固定資産税について最低なものを徴収したいきさつがあるし、議会でたどりましたが、そこでこの課税課にお尋ねいたしますが、こうした不法建築物があるということを担当課から連絡を受けておられたのでしょうか。受けておられた上で、なおかつ固定資産税の対象にもならないのかどうか。そこらあたりお答えいただきたいと思います。

○議長（井上 太一君）

大野課税課長。

○課税課長（大野 順一君）

今の件につきましては、受けてはおりません。ただ、課税物件であれば、当然課税はいたします。

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

こうした事件が発覚したときについては、最低やはり、いつからこうした建築物が、不法建築物が建ったのか。それは当然当事者にたどすべきではないですか。私のような素人でも、この専決処分を受けて現地調査に行きましたし、わかるところはゼンリンの地図でずっとバック見て、ああこの年から建てているのかなというふうなことは推測できるわけですね。そしてなおかつ、やはりそこは課税課との連携をとって、しかるべき処置をするべきではないかと思いますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

当然、こういうふうな措置をする上には、十分調査しながらやっているというふうになっているところでございますが、また横の連携等々は十分とらなければいけないとそんなふうには思っております。

○議長（井上 太一君）

いいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております専決処分2件は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

今、質問をさせていただきましたけれども、過去こういう事例があったわけですから、やはりそういうものをきちっと、それは事例があるなしにかかわらず、このことについては、こうした件については、やはり連携をとってしかるべき処理をするのが当然ではないでしょうか。そういうことを今市長に答弁を求めまして、答弁いただきましたので、この後にもきちっとしていただきたい。

そしてまた、場所柄としてなかなか見当たらないというところ、見つけ切らなかったということは、課長からも説明を受け、私も現地に行ってみましたら、すぐ家屋のすぐ横にこう建てているわけですが、そして建築業者名の表示がしているわけです。このことについて、契約課にお尋ねしたら、口頭で、調べていただくことはできませんでしたが、記憶の中には市の指名業者ではないというふうには言われましたが、やっぱり建築業のそれをちゃんと、その不法建築したところに掲示しているわけですよ。ですから、私はこの専決処分すべてに反対するわけではございませんけれども、やはりそういうものを残しての専決処分には反対といたします。今後十分参考にして仕事をしていただきたいと思います。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて討論を終結いたします。

これより専決処分2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず承認第9号専決処分を報告し、承認を求めることについてを採決いたします。本件については、承認することにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、承認第9号は承認することに決しました。

次に、承認第10号専決処分を報告し、承認を求めることについてを起立により採決いたします。

ただいま議題となっております承認第10号は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、承認第10号は原案のとおり承認されました。

日程第 4. 認定第 1号

日程第 5. 認定第 2号

日程第 6. 認定第 3号

日程第 7. 認定第 4号

日程第 8. 認定第 5号

日程第 9. 認定第 6号

日程第10. 認定第 7号

日程第11. 認定第 8号

日程第12. 認定第 9号

日程第13. 認定第10号

○議長（井上 太一君）

これより日程第4、認定第1号から日程第13、認定第10号までの決算認定10件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（井上 太一君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

私一人の会派ですので、全常任委員会には行かれませんが、後ほどいいですから、資料を出していただきたいと思います。

地域手当について、19年度決算における期末手当も含めて総額で幾らになるか、後ほど結構ですし、今わかっておれば教えてください。

○議長（井上 太一君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

では、後ほど提出したいと思っております。

○議長（井上 太一君）

いいですか。

○議員（1番 中家多恵子君）

はい。

○議長（井上 太一君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております決算認定10件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第14. 第32号議案

日程第15. 第33号議案

日程第16. 第34号議案

日程第17. 第35号議案

日程第18. 第36号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第14、第32号議案から日程第18、第36号議案までの補正予算5件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております補正予算5件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第19. 第38号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第19、第38号議案中間市特別職報酬等審議会条例及び中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第38号議案は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより第38号議案中間市特別職報酬等審議会条例及び中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第38号議案は原案のとおり可決されました。

日程第20. 第37号議案

日程第21. 第39号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第20、第37号議案及び日程第21、第39号議案の条例改正2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております条例改正2件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第22. 請願第1号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第22、請願第1号「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）の速やかな制定について意見書の提出を求める請願を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております請願第1号は、会議規則第37条第1項の規定により、建設上下水道委員会に付託いたします。

日程第23. 会議録署名議員の指名

○議長（井上 太一君）

これより日程第23、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において宮下寛君及び山本慎悟君を指名いたします。

○議長（井上 太一君）

以上で、本日の日程は、すべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午後3時25分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 井 上 太 一

議 員 宮 下 寛

議 員 山 本 慎 悟